

# 宮城県学校運営支援本部

～第2次期間（H28～H30）の取組に向けて～

2016

## ～ 目 次 ～

I	学校運営支援チームから学校運営支援本部へ	1
II	これまでの取組概要と成果	2
1	多忙化解消への対応	2
2	メンタルヘルスへの対応	15
3	不祥事防止への対応	28
III	第2次（H28～H30）取組項目について	38
1	多忙化解消への対応	39
2	メンタルヘルスへの対応	48
3	不祥事防止への対応	55
IV	教職員との意見交換会について	67
1	これまでの実施概要	67
2	今後の実施計画	69
V	参考資料	70
1	宮城県学校運営支援本部設置要領	70
2	宮城県学校運営支援本部幹事会ワーキング設置要領	72

## I 学校運営支援チームから学校運営支援本部へ

---

学校や教職員を取り巻く社会の環境が大きく変化する中で、教職員の多忙化、病気休職者に占める精神疾患による休職者の増加、不祥事多发等、学校現場や教育行政において様々な課題が生じており、これらの課題に対し県教育委員会では、従来から、それぞれの担当課室において個別に対策を講じてきたが、具体的な効果がなかなか見えにくく、問題の解決に至っていない状況があった。

このため、このような状況を打開し、機動的かつ一体的に対策を推進するために、平成22年12月に平成24年度までを期限とした「学校運営支援チーム」を設置した。

「学校運営支援チーム」では、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事対策」の3つのテーマについての課題解消に向けた取組を行うこととし、東日本大震災以降は、「震災対応」もテーマに取り入れた。

「学校運営支援チーム」は、教育庁の幹部職員と現場の教職員との意見交換会の開催や教職員の正規の勤務時間外における在校時間調査、休職者・病休者に関する調査等を実施することにより、学校現場の抱える課題等の把握に努めた。また、4つのテーマごとに設置したワーキンググループでは、把握した課題の解消に向けた方策等について検討を重ね、38項目の取組を選定し、可能なものについては随時着手してきた。

「学校運営支援チーム」は平成25年3月をもって解散することになったが、その取組は、平成25年4月に新たに設置された「宮城県学校運営支援本部」に引き継がれ、「学校運営支援チーム」がまとめた38項目の取組状況のフォローアップをしてきたところである。

これまでの取組の中には、事務の共同実施や学校運営支援システムの構築等、多忙化の解消や不祥事の防止に資するものとして具現化されたものもあり、「宮城県学校運営支援本部（旧学校運営支援チーム）」の活動は、学校現場の風通しの良い働きやすい環境をつくるために重要なものとなっている。

県教育委員会では、今般、「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」の各ワーキンググループが議論し選定した第2次の取組を実践することにより、更なる教育現場の環境改善に取り組んでいくものとする。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### 1 多忙化解消への対応について

#### （１）教職員の在校時間の調査

【担当課室：福利課】

時間外勤務手当支給対象外教職員の在校時間を把握し、必要に応じて、医師の面接指導を勧奨するなど教職員の健康管理に努める。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握する仕組みを整備した。
- ◆ 正規の勤務時間外において、月80時間を超えて在校した職員及び月45時間を超えて在校した月が3か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員については、面接指導等を行った。
- ◆ 過重労働問題の理解を深めるため校長、事務室長等を対象にした「過重労働セミナー」を開催した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 小中学校に勤務する教職員に対する過重労働対策について、県の取組みを紹介しながら市町村教育委員会に働きかける。
- ◇ 「過重労働セミナー」の受講対象者の拡大について検討を行う。

#### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握する仕組みを整備した。
- 「県立学校における在校（庁）時間の状況について～平成24年9月から平成26年8月までの在校時間の年間比較～」で2年間の実態を比較・分析して教育委員会、県立学校長会議で報告して教育庁全体で共通の課題意識を持った。
- 正規の勤務時間外において、月80時間を超えて在校した職員及び月45時間を超えて在校した月が3か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員については、医師による面接指導等を行った。
- 在校時間が長い上位者など健康障害が懸念される教員に対して、福利課、スポーツ健康課で学校訪問し面談を本人及び管理職と実施した。また、併せて自己チェック票等に基づく医師の文書指導を行い、健康管理を促した。
- 過重労働問題の理解を深めるため校長、教頭、事務室長等を対象にした「過重労働対策セミナー」を開催した。

#### 【取組による成果等】

- 在校時間の報告により、特に長時間の在校となっている教員を抽出して学校訪問を平成25年度から実施している。本人及び管理職とも面談して健康状態を確認するなど健康障害の未然防止に役立っている。
- 市町村においても在校時間の把握に努めるよう、市町村教育委員会教育長会議等で、県の取組も紹介しつつ協力を依頼している。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （２）学校事務の共同実施

【担当課室：総務課】

複数の小中学校の事務職員が共同して事務処理を行うことにより事務の効率化を図るとともに、集金・会計処理方法等の見直しを行うことにより教員の事務負担の軽減を図る。

#### 【平成 24 年度まで実施した取組】

- ◆ 平成 22 年度は、石巻市において文部科学省の委託を受け小中学校 6 校で実践研究を行った。平成 23 年度からは 14 校に拡大し、実践研究を行っている。
- ◆ 平成 24 年度に新たに文部科学省の委託を受け、3 つの推進モデル地域（大崎市、蔵王町、大和町）を指定し、実践研究を行った。

#### 【平成 25 年度以降の取組の方向性】

- ◇ 推進モデル校の研究成果等を踏まえ、導入地域の拡大を図る。

### 【27 年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成 24 年度以前]

- ・平成 13～16 年度：県内 5 地区で実践研究開始
- ・平成 22 年度：文部科学省委託事業により石巻市内小中学校 6 校で実践研究
- ・平成 23 年度：共同実施の全県的推進を表明 実践研究も 14 校に拡大
- ・平成 24 年度：文部科学省委託事業により県内 3 地区（大崎市、蔵王町、大和町）を推進モデル地域に指定し実践研究

[平成 25 年度]

- ・これまでの研究成果等を踏まえ、県教育委員会事業で県内 4 地区に推進モデル地域を拡大
- ・県教育委員会で「宮城県公立小中学校事務共同実施要綱」を制定 共同で取組む職務内容を提示

[平成 26 年度]

- ・本格導入開始 4 教育事務所管内 14 市町村で実施
- ・市町村教育委員会、学校同士の意見交換の場となる「宮城県公立小中学校事務共同実施連絡協議会」を設置し円滑な運営を支援
- ・学校現場の事務職員 3 人に、所属学校を管轄する教育事務所（地域事務所）との兼任発令を行い共同実施が円滑に推進できるよう支援

[平成 27 年度]

- ・仙台市を除く 34 市町村 52 グループ 351 校（県内 404 校のうち：実施率 86.9%）において試行を含め導入
- ・導入形態は、塩竈市が事務支援室に連携校の事務職員を集中配置し定期的に連携校を巡回する集中配置型（2 グループ 12 校）を、他の 33 市町村は定期的に拠点校に集まり共同で事務処理を行う分散配置型（50 グループ 339 校）を導入
- ・学校現場の事務職員 11 人に、所属学校を管轄する教育事務所（地域事務所）との兼任発令を行い共同実施が円滑に推進できるよう支援

#### 【取組による成果等】

- ・平成 24 年度に会計処理を中心に共同実施の試行を行った大和町教育委員会において教員アンケートを行った結果、80%以上の教員が負担感が減ったと回答している。
- ・集中配置型を導入した塩竈市との意見交換では、校長等管理職から、事務職員が不在となることへの不安の声がある一方、組織での事務処理体制の確立により、学校徴収金の納入率の向上に加え、事務処理能力の向上・適正化による事務職員個々の資質の向上などが図られているという意見もあった。
- ・今年度から県全域で本格的にスタートしているが、教員の多忙化解消への具体的な影響・成果については、検証できていない。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （３）（仮称）学校運営支援統合システムの構築（グループウェアの構築）

【担当課室：教育企画室，福利課，教職員課，義務教育課，特別支援教育室，高校教育課】

県立学校間で異動しても統一した事務処理が行えるよう，電子メール，電子掲示板，スケジュール管理，電子決裁等の機能を有するグループウェアの開発について，検討する。また，将来的には県立学校等校内成績処理等システム等と一体的に運用できるシステムとする。

【平成24年度まで実施した取組】

◆ （仮称）宮城県立学校運営統合システム整備構想（概要）を策定した。

【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ システムの開発とネットワークの整備，試行校での実施，県立学校での導入，小中学校への導入促進等について検討する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

〔平成24～27年度〕

- ・平成24年度：（仮称）宮城県立学校運営統合システム整備構想（概要）を策定。
- ・平成25年度：開発・導入経費を予算化（平成26年度当初予算）。
- ・平成26年度：学校運営支援統合システム（校務支援システム）として，主に成績処理等を行う教務支援システムの先行導入校30校に対し，運用可能な環境を構築。
- ・平成27年度：教務支援システムの県立高校全校展開に併せ，校務支援システムについても全校展開を予定。

#### 【取組による成果等】

- ・校務支援システムは，教務支援システムと生徒情報や履修情報等のデータを共有するとともに，校務支援システムから教務支援システムへの「入り口」であるインターフェイスを設けるなど，一体的かつ効率的な運用が行えるよう開発を進めた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （４）県立学校等校内成績処理等システムの構築

【担当課室：教育企画室】

県立学校間で異動しても統一した教務処理が行えるよう、学籍管理、出欠管理、成績処理等の機能を備えたシステムを開発する。

【平成 24 年度まで実施した取組】

◆ システムを開発し、美田園高校で試験運用を行った。

【平成 25 年度以降の取組の方向性】

◇ 平成 25 年度は美田園高校で本格運用するとともに、他の県立高校 8 校で試験運用を行う。

◇ 更に、県立高校への導入拡大、特別支援学校への導入等を検討する。

### 【27 年度までの総括】

【これまでに実施してきた取組】

[平成 24～27 年度]

- ・平成 24 年度：主に成績処理を行う学校運営支援統合システム（教務支援システム）として美田園高校に導入。
- ・平成 25 年度：システムをネットワーク化し、塩釜高校等の 8 校に導入。
- ・平成 26 年度：気仙沼高校等の 21 校に対し、システムを拡張。
- ・平成 27 年度：全県立高校に導入を予定。

【取組による成果等】

- ・関係各課や学校等の協力を得ながら、計画的に導入を進めた。
- ・平成 25 年度にシステムを導入した 8 校に対し、翌年度に業務量調査を行い、一定程度の業務量削減効果を確認することができた。平成 26 年度に導入した 21 校に対しても、今年度中に業務量調査を行い、削減効果を確認する予定である。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （５）情報システム利用ルールの確立等

【担当課室：総務課】

県立学校の教員への各種調査等について、職員ポータルメールを活用した回答ができない状況にあることから改善を図る。

【平成 24 年度まで実施した取組】

- ◆ 機密性の低い調査等については、汎用性のあるメールソフトを活用して教員が直接回答できるようにした。

【平成 25 年度以降の取組方向】

- ◇ 運用状況を把握し、必要に応じ、情報システム利用ルールの見直しを行う。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成 24 年度以前]

- ・平成 24 年度：機密性の低い調査等は汎用性のあるメールソフトを活用して教員が直接回答できるよう通知

[平成 25～27 年度]

- ・県立学校長へ職員ポータル用 ID を付与し、事務局等から学校長に向けた伝達事項（人事、表彰等の機密事項を含む）の送信や、学校長間の情報共有ツールとして、職員ポータルを利用できるようにした。

#### 【取組による成果等】

- ・県立学校長への職員ポータル用 ID の付与で、職員ポータルが利用可能となり、現段階では、県立学校長等からの人事情報の報告、表彰関連の報告などで、職員ポータルが積極的に利用され、有効に機能している。
- ・今後は、教育企画室で導入を推進している校務支援システム、教務支援システムの活用で、更なる利便性の向上を図ることとしたい。



## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （6）調査等の見直し・精選

【担当課室：教職員課】

県教育委員会から各学校への各種調査・照会事項等について、実態を把握し、見直し、精選を行い、教職員の負担の軽減を図る。

【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 県教育委員会が実施する各種調査について一覧表を作成するとともに、調査や照会事項の精選をした。

【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 県教育委員会が実施する各種調査・照会等に関する調査を継続して行い、調査・照会等の削減に努める。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成24～27年度]

- ・ 県教育委員会が実施する各種調査・照会等に関する調査を継続して行い、取りまとめた内容を一覧表にして事前配布することで、調査・照会等の削減を図った。

#### 【取組による成果等】

- ・ 平成25年度以降、平成27年度実施予定のものを含めて、25の調査・照会の廃止・統合を行った。ただ、削減に努める一方で、その時々課題を解決するために新たな調査等を実施する状況もあり、今後とも、見直し・精選の趣旨を共有し、年度初めに計画を集約する中で、各部署で精選していただくよう働きかけ、調整を継続したい。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （7）会計処理の円滑化

【担当課室：高校教育課】

学校徴収金等の会計処理手順が学校毎に異なり、異動のたびに手順を学び直す必要があるなど多忙化の一因となっていることから、統一した会計処理ができるよう課題等を整理するとともに、学校徴収金会計ソフトの開発等の検討を行う。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

◆ 学校事務職員等で構成する「県立学校事務的諸課題等解決策検討会」において、研修、ソフト、各高校の優良事例の共有化等について検討した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 各学校で会計担当教員への研修実施や現金出納の事務室一元管理について具体に取り組むよう働きかける。
- ◇ （仮称）学校運営支援統合システムの一機能としての学校徴収金会計ソフト導入について検討する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成24～27年度]

- ・平成25年5月に「公費と学校徴収金の適正な負担区分等に係る指針」（H25.5.1付高第99号、以下「指針」）を作成し各校に通知した。
- ・学校事務職員等で構成する「県立学校事務的諸課題等解決策検討会検討部会」において、「指針」に沿った会計の適正化や集約化等の見直しを進める際の課題や対応策及び主要団体費会計の標準モデルを取りまとめ、各校に対し具体的な見直しを進めるよう指示した。
- ・校長会、事務長会、事務次長会等機会を捉えて取組みへの働きかけを実施した。
- ・事務処理状況調査において、適正化や集約化、現金出納の事務室一元管理等の取組み状況を把握し必要な助言等を行うとともに、優良取組み事例について取りまとめ各校に通知した。  
（調査実施校：25年度：33校、26年度：40校、27年度：33校予定）
- ・学校運営支援システムに学校徴収金管理機能を付加して開発し、平成27年度に全校に展開する予定。

#### 【取組による成果等】

- ・「指針」の作成や部会での検討を通じ、会計の適正化・集約化に向けた具体的な取組みを進めることができた。
- ・現金出納の事務室一元管理を実施した学校の割合は、25年度：55%、26年度：60%となり、一元管理を一層促進することができた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （８）部活動のあり方の適正化

【担当課室：スポーツ健康課，生涯学習課】

部活動にあっては、休養日を適正に設定し、生徒の健康や学習時間の確保にも配慮する必要があることや、部活動が教員の正規の勤務時間外の業務の大きな要因となっていることなどから、部活動等のあり方等について関係団体を含めた検討委員会を設置し検討を行うとともに、提言をまとめ周知する。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 平成24年8月に「中学校・高等学校の部活動に関する調査」を実施した。
- ◆ 平成24年9月に関係団体等を構成員とする「部活動のあり方検討会議」を設置した。
- ◆ 平成25年2月に関係団体等と共同で、部活動の休養日の設定に関する提言を取りまとめ、周知した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 「部活動のあり方検討会議」で取りまとめた提言の周知を図る。
- ◇ 「中学校・高等学校の部活動に関する調査」を毎年度実施する。
- ◇ 「部活動のあり方検討会議」において提言内容の実施状況を確認し、必要な検討を行う。
- ◇ スポーツ医・科学等の専門的な見地から、生徒に相応しい練習量や休養のあり方について啓発する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成24年度]

- ①「中学校・高等学校の部活動に関する調査」実施
  - ・8月に部活動に関する調査を実施し、学校週5日制が導入された年の翌年にあたる平成15年に実施した調査を指標に比較検討し、現状と課題を明らかにした。
- ②「部活動のあり方検討会議」の立ち上げ・継続実施
  - ・9月及び平成25年1月の会議において運動部活動に関する課題を整理し解決に向けた具体策についての検討し、部活動の適切な休養日設定についての提言をまとめた。
- ③提言「部活動に適切な休養日設定を」周知
  - ・平成25年2月に県内の全ての公立中・高等学校に対し休養日の設定を促す提言を出し、適切な休養日の設定がトレーニング効果に有効であること周知した。

[平成25年度]

- ①提言「部活動に適切な休養日設定を」継続周知
  - ・公立中・高等学校の校長会議において、提言の内容を確認するとともに実現に向けて協力を依頼した。
  - ・宮城県教育委員会が9月に作成・配布した『運動部活動指導の手引き』内に提言とトレーニングの原理の資料を盛り込み、生徒に相応しい練習量や休養のあり方についての啓発を図った。
- ②「中学校・高等学校の部活動に関する調査」の継続実施
  - ・8月に部活動に関する調査を実施し、これまでに実施した調査結果と比較検討し、現状と課題を明らかにした。
- ③「部活動のあり方検討会議」の継続実施
  - ・10月及び平成26年1月の会議において、提言の検証、運動部活動の課題の整理し、運動部活動の地域連携や外部指導者の活用を検討した。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

[平成 26 年度]

①提言「部活動に適切な休養日設定を」継続周知

- ・平成 25 年度に引き続き公立中・高等学校の校長会議において、提言の内容を確認するとともに全公立学校において実施されるよう協力を依頼した。

②「中学校・高等学校の部活動に関する調査」の継続実施

- ・平成 25 年度に引き続き 9 月に部活動に関する調査を実施し、これまでに実施した調査結果と比較検討し、現状と課題を明らかにした。

③「地域と連携した中学校運動部活動推進事業」の開始

- ・地域のスポーツ団体等と連携した「地域で中学校の運動部活動を支える指導体制（『みやぎモデル』）」を構築するとともに、中学校の運動部活動の在り方に関する実践研究を目的した事業を 4 市町教育委員会で開始した。

④「部活動のあり方検討会議」の継続実施

- ・平成 27 年 1 月の会議において、地域と連携した中学校運動部活動推進事業を活用した運動部活動を支える指導体制（『みやぎモデル』）の構築に向けた議論がなされた。

**【取組による成果等】**

- ・平成 25 年 2 月に出した休養日の設定を促す提言の定着を図ってきており、平成 26 年度運動部活動の実態調査では、1 週間に 1 日以上休養日を設定している割合は、中学校で 98.9%（24 年度調査 97.2%）、高等学校では 96.6%（24 年度調査 93.8%）となっている。
- ・部活動への従事は、主な時間が勤務時間外になり、従事時間の超過につながる。負担軽減のためには外部指導者の活用が効果的であり、文部科学省委託事業の運動部活動の指導者派遣事業により、最大であった平成 25 年度には、市町村立中学校 104 校に 235 人、県立高校 47 校に 103 人の外部指導者を派遣した。また、平成 26 年度からは、県内の 4 市町（気仙沼市、塩竈市、七ヶ浜町、富谷町）と連携して、地域のスポーツ団体等と連携した「地域で中学校の運動部活動を支える指導体制の研究に着手している。一方で、外部指導者の活用には、生徒の安全管理、身分保障、学校との関わり方、更には予算措置において課題がある。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （９）運動部活動地域連携の促進（推進）（外部指導者の活用）

【担当課室：スポーツ健康課】

学校と地域が連携し、地域に住む優れたスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実、教員の部活動指導力の向上や部活動指導の負担軽減を図る。

【平成24年度まで実施した取組】

◆ 市町村立中学校には100校210人、県立高校には47校82人の外部指導者を派遣した。

【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 外部指導者の派遣数を拡充し、部活動の充実や教員の負担軽減を図る。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成24～26年度]

#### ①外部指導者の派遣

- ・平成24年度：市町村立中学校100校210名、県立高校47校82名
- ・平成25年度：市町村立中学校104校235名、県立高校47校103名
- ・平成26年度：市町村立中学校107校184名、県立高校46校95名

#### ②運動部活動指導者研修会

- ・平成24年度：「指導者研修会（体罰根絶）」  
3/4 会場：東京エレクトロンホール宮城 参加者数：512名  
「運動部活動指導者研修会」  
11/22 会場：茂庭荘 参加者数：109名
- ・平成25年度：「運動部活動指導者研修会（体罰根絶に向けて）」  
7/25 会場：宮城大学 参加者数：159名  
「宮城県高等学校運動部活動指導者研修協議会兼研究大会」  
11/22 会場：茂庭荘 参加者数：127名
- ・平成26年度：「運動部活動指導者研修会」  
8/22 会場：宮城大学 参加者数：131名  
「宮城県高等学校運動部活動指導者研修協議会兼研究大会並びに宮城県スポーツ運動部活動指導者研修会」  
11/21 会場：茂庭荘 参加者数：154名

#### 【取組による成果等】

#### ①外部指導者の派遣

- ・外部指導者の派遣により、生徒への専門的な指導を行うことができた。それにより、未経験種目担当となった顧問の部活動指導に対する負担感の軽減と運動部活動の充実を図る一助とすることができた。
- ・顧問の多忙感の解消まで至らせることはできていない。
- ・予算の関係で学校に派遣できる外部指導者の人数及び謝金対象の指導回数が限られているため、全てのニーズに応えられているとはいえない。

#### ②運動部活動指導者研修会

- ・運動部活動の顧問及び外部指導者に対し、体罰の根絶を含む望ましい指導の在り方、専門的な指導法等様々な分野の講演を行った。研修会を通して、指導者の資質や指導力の向上を図ることができた。
- ・外部指導者研修会参加数が少ない。平日に仕事を行っている外部指導者が参加しやすいように、日程等を配慮した研修会の実施の必要がある。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （１０）会議等の見直し・精選

【担当課室：教職員課】

県教育委員会が主催する会議や研修会等の再編統合や廃止を行うとともに、出席者を精選する。

【平成 24 年度まで実施した取組】

◆ 5 件の会議等について、廃止または回数の縮減を行った。

【平成 25 年度以降の取組の方向性】

◇ 県教育委員会が主催する会議等の開催状況調査を継続して行い、会議等の廃止または回数の縮減に努める。

### 【27 年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成 24～27 年度]

・ 県教育委員会が主催する会議等の開催状況に関する調査を継続して行い、取りまとめた内容を一覧表にして事前配布するとともに、会議等の廃止や縮減に努めた。

#### 【取組による成果等】

・ 平成 25 年度以降、平成 27 年度実施予定のものを含めて、15 の会議の廃止・統合を行った。削減に努める一方で、その時々課題を解決するために新たな会議等を実施する状況もあり、今後とも、見直し・精選の趣旨を共有し、年度初めに計画を集約する中で、各部署で精選していただくよう働きかけ、調整を継続したい。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （１１）教科研究会等のあり方見直し

【担当課室：義務教育課】

会議等の精選が図られるよう、教育研究会の組織の見直しや効率的な運営について協力依頼する。

【平成２４年度まで実施した取組】

- ◆ 各地区の小中学校教育研究会の組織や運営状況等を確認し、会議の開催状況等を取りまとめた。

【平成２５年度以降の取組の方向性】

- ◇ 教育研究会の組織簡素化、運営の効率化等を引き続き促進する。

### 【２７年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

[平成 24～27 年度]

- ・小・中学校においては、宮城連合小・中学校研究会の各地区教育研究会にアンケートを採り、組織運営等のこれまでの改善の歩みと現在の改善状況について把握し、一覧表に取りまとめた。これにより、各地区教育研究会の改善の実態が明らかとなり、会議の精選、事務のスリム化、会計処理の簡素化等について比較検討できる資料が作成できた。この資料を今後の改善の参考資料として活かしていくよう促すため、宮城連合小・中学校本部及び各地区教育研究会長あて送付した。
- ・県立学校における教育研究団体ごとの課題と工夫の方向性を確認したところ、役員会等の会議の精選を図るなどの工夫をしながら、教科指導の充実という観点から活動を見直し、活動内容の充実等に繋げていく方向にあることを確認した。

#### 【取組による成果等】

- ・小・中学校ともに、各教育研究会の効率的な運営のために改善に努めているところであり、運営の効率化の一助として一定の成果を挙げることができた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

### （12）給食費の徴収状況等実態調査と効果的取組事例の紹介

【担当課室：スポーツ健康課】

小中学校における学校給食費未納金に関する調査を行い、未納の改善と教職員の負担軽減を図る。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

◆ 各市町村教育委員会での給食費の徴収状況や児童手当からの振替状況について、調査を行った。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 学校給食費の未納解消に向けて効果のある取組を行なっている事例等を紹介するなどの情報提供を行う。

#### 【27年度までの総括】

##### 【これまでに実施してきた取組】

[平成24～27年度]

- ・平成24年度：平成25年1月 学校給食費の徴収状況等についての調査  
平成25年3月 調査結果の通知（事例紹介）
- ・平成25年度：平成26年1月 学校給食費の徴収状況等についての調査  
平成26年3月 調査結果の通知（事例紹介）
- ・平成26年度：平成27年1月 学校給食費の徴収状況等についての調査  
平成27年3月 調査結果の通知（事例紹介）
- ・平成27年度：平成28年1月 学校給食費の徴収状況等についての調査  
平成28年3月 調査結果の通知予定

※調査項目：給食費徴収状況，児童手当からの納付状況，未納解消の対策及び効果

##### 【取組による成果等】

- ・文書や電話のみの督促では限界があったため、それ以外の取組みで効果が高いと思われる徴収方法を紹介した。その結果、新たに「児童手当から給食費を徴収する」方法を取り入れる教育委員会が増加し未納額の減少に結びついた。今後この方法が定着することにより更に未納額の減少が見込まれるものとする。また、今後も必要に応じて調査を継続し、効果的な情報の発信に努めたい。



## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### 2 メンタルヘルスへの対応について

#### (1) 休職者・病休者の調査分析（学校運営支援関連事業調査書 P13）

【担当課室：福利課】

効果的なメンタルヘルス対策を検討・実施するためには、休職者等の傾向等を関係者で共有する必要があることから、過去の休職者・病休者に関する客観的データを整理し、分析を行う。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

◆ 過去5年間（平成19年度から平成23年度まで）の病気休職の案件について、校種別、年齢別、男女別、病休回数等の視点から調査分析を行った。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 平成25年度以降についても継続して調査する。

#### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 平成19年度から平成23年度までの過去5年間の精神疾患による病気休職の案件について、校種別、年齢別、男女別、病休回数等の視点から調査分析を行った。
- 精神疾患による休職者数は、年間60人前後で推移しており、大きな変化はないが、病気休職者数の状況は継続して把握していく。
- 精神疾患による休職者数が大きく変化した場合には。人事担当課と相談して必要な場合に分析することとする。  
なお、精神疾患による休職者は3か月ごとに状況報告書と診断書が提出されるので、発病の原因やその時々を人事担当課と福利課で把握しておく。

#### 【取組による成果等】

- 校種別、年齢別、男女別、職種別等の傾向は継続して把握している。  
休職者の状況は、福利課ホームページの職員安全衛生管理の概要（職員用）に毎年掲載している。

休職者の状況（仙台市教委所管学校・石巻市立高校除く）

		H22	H23	H24	H25	H26
本県教員	休職者数 (A)	103	86	84	88	74
	うち精神疾患(B)	61	54	50	52	51
	割合(B)/(A)	59.2%	62.8%	59.5%	59.1%	68.9%
	※教員数から見る精神疾患の割合	0.50% (12,141人)	0.45% (12,082人)	0.42% (12,020人)	0.44% (11,825人)	0.43% (11,821人)
全国教員	※教員数から見る精神疾患の割合	0.59% 5407/919093	0.57% 5274/921032	0.54% 4960/921673	0.55% 5078/919717	0.55% 5045/919253
行政	休職者数 (A)	12	12	9	7	9
	うち精神疾患(B)	7	8	7	7	9
	割合(B)/(A)	58.3%	66.6%	77.7%	100%	100%
計	休職者数 (A)	115	98	93	95	83
	うち精神疾患(B)	68	62	57	59	60
	割合(B)/(A)	59.1%	63.2%	61.3%	62.1%	72.3%

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （２）長時間労働健康管理対策（学校運営支援関連事業調書 P14）

【担当課室：福利課】

時間外勤務手当支給対象外教職員の在校時間を把握し、必要に応じて、医師の面接指導を勧奨するなど教職員の健康管理に努める。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握する仕組みを整備した。
- ◆ 正規の勤務時間外において、月80時間を超えて在校した職員及び月45時間を超えて在校した月が3か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員については、面接指導等を行った。
- ◆ 過重労働問題の理解を深めるため校長、事務室長等を対象にした「過重労働セミナー」を開催した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 小中学校に勤務する教職員に対する過重労働対策について、県の取組みを紹介しながら市町村教育委員会に働きかける。
- ◇ 「過重労働セミナー」の受講対象者の拡大について検討を行う。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握する仕組みを整備した。
- 「県立学校における在校（庁）時間の状況について～平成24年9月から平成26年8月までの在校時間の年間比較～」で2年間の実態を比較・分析して教育委員会、県立学校長会議で報告して教育庁全体で共通の課題意識を持った。
- 正規の勤務時間外において、月80時間を超えて在校した職員及び月45時間を超えて在校した月が3か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員については、医師による面接指導等を行った。
- 在校時間が長い上位者など健康障害が懸念される教員に対して、福利課、スポーツ健康課で学校訪問し面談を本人及び管理職と実施した。また、併せて自己チェック票等に基づく医師の文書指導を行い、健康管理を促した。
- 過重労働問題の理解を深めるため校長、教頭、事務室長等を対象にした「過重労働対策セミナー」を開催した。

#### 【取組による成果等】

- 在校時間の報告により、特に長時間の在校となっている教員を抽出して学校訪問を平成25年度から実施している。本人及び管理職とも面談して健康状態を確認するなど健康障害の未然防止に役立っている。
- 市町村においても在校時間の把握に努めるよう、市町村教育委員会教育長会議等で、県の取組も紹介しつつ協力を依頼している。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （3）教職員健康管理事業の拡充（メンタルヘルス研修）（学校運営支援関連事業調書 P15）

【担当課室：福利課】

管理職による「ラインケア」が適時、適切に行なわれるようメンタルヘルス研修の充実を図り、教職員の心の健康の保持増進を促進する。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

◆ 管理職に「ラインケア」の手法等を習得させるための基礎研修や応用研修を実施した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 管理職に対するメンタルヘルスに関する研修を継続して実施する。
- ◇ 教職員のメンタルヘルスの調査分析結果なども踏まえ、教職員の「セルフケア」研修のあり方を検討する。
- ◇ 教職員一人ひとりのメンタルヘルス対策への理解促進を図るため、初任者研修、10年経験者研修など悉皆研修の中に「メンタルヘルス研修」を位置づけ、実施する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 管理職に「ラインによるケア」の手法等を習得させるために、新任管理職に対して、メンタルヘルス研修会の基礎研修や応用研修を実施した。
- 管理職員のみならず中堅職員の理解も必要であるため、メンタルヘルス研修会（基礎編）の対象者を平成26年度県立学校主幹教諭、平成27年度小・中学校主幹教諭に拡大した。
- 公立学校共済組合宮城支部の震災対策事業で、被災した教職員のメンタルヘルスケアのための研修を行った。
- 教職員一人ひとりのメンタルヘルス対策への理解促進を図るため、初任者研修や、10年経験者研修など悉皆研修の中に「メンタルヘルス研修」を位置づけ、実施した。  
平成27年度研修 初任者研修：事務職員，実習助手，寄宿舎指導員  
10年経験者：小・中学校教諭，高校教諭
- 共済組合と連携して、平成26年度から管理職を対象とした「アンガーマネジメント研修会」を実施して、怒りやイライラをコントロールする技術を習得した。  
また、平成27年度は、共済組合の健康づくり事業の中で一般職員を対象としたセミナーも開催した。

#### 【取組による成果等】

- メンタルヘルス不調の未然防止に「ラインによるケア」（管理監督者が行う職場環境の改善と相談への対応）が効果的であることから、管理職を対象とした研修会は、職場環境の改善や部下への相談等の対応が円滑に実施するために有効である。  
なお、管理職対象のメンタルヘルス研修会は教頭で「基礎」、「応用」を実施しており、校長で実施する研修と重複する部分もあるので、研修を見直していきたい。  
管理職対象のメンタルヘルス研修会（H24～H26）・基礎編 1,000人・応用編 178人
- 一般教職員に対しては、教育委員会の基本研修での「メンタルヘルス研修」や平成27年度は小・中・高校教諭の10年研で「アンガーマネジメント研修」を実施した。共済組合では、健康づくり事業でメンタルヘルス対策セミナーを各種実施している。また、職場に出向く「出張講座」を実施し、より教職員が受講しやすいような体制とした。  
出張講座 ・H25 5所属 122人 ・H26 3所属 76人 ・H27 15所属 389人  
(H27実績 メンタル5所属・アンガーマネジメント4所属・ヨーガ4所属ほか)

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （４）相談体制の周知・広報の徹底（学校運営支援関連事業調査 P16）

【担当課室：福利課】

メンタルヘルス相談体制を公立学校共済組合と連携して、教職員に周知するとともに、教職員の心の不調や変調を早期に発見し、必要に応じた治療ができるようにする。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 広報誌、手引書「私たちの福利厚生」等で相談窓口を紹介した。
- ◆ 管理職を対象にしたメンタルヘルス研修会、過重労働対策セミナー、震災対応メンタルヘルスセミナーなどにおいて、相談窓口やメンタルヘルスチェック、医療顧問相談のチラシを配布し相談窓口等を紹介した。
- ◆ 相談体制を記載した「メンタルヘルスハンドブック」を作成し、全組合員に配布した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ ホームページの活用や効果的な掲示等により、職員や家族の目に止まる広報に努めることで、相談窓口の積極的な利用を促し、メンタル不全を防止する。
- ◇ 新採用職員にも「メンタルヘルスハンドブック」を配布する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 広報誌、手引書「私たちの福利厚生」等で相談窓口を紹介した。
- 県立学校校長会や管理職を対象にしたメンタルヘルス研修会、震災対応メンタルヘルスセミナーなどにおいて、相談窓口やメンタルヘルスチェック、こころのドクター相談（医療顧問相談）のチラシを配布し相談窓口等を紹介した。
- 公立学校共済組合で、相談体制を記載した「メンタルヘルスハンドブック」を作成し、全組合員に配布した。
- 第2回及び第3回「東日本大震災に伴う健康調査」の個人の結果を送付する際に、公立学校共済組合で実施しているメンタルヘルス相談事業等のチラシを同封して、事業の周知をした。

#### 【取組による成果等】

- 県立学校の管理職対象の会議、研修会で機会を見つけて広報しているため、管理職への理解は進んできていると思う。  
市町村立学校に対しては、周知機会が少なく、教育（地域）事務所と連携して、市町村教育委員会や管理職への理解を図っていく必要がある。  
平成27年度は、教育事務所管内小・中校長会等で「健康調査」結果の説明を行い、その中で周知を図った、
- 健康調査の結果を個人に送付することに伴い、確実にメンタルヘルス相談が増えたことが分かった。  
個人には、3か月毎に発行する「福利厚生だより」でも毎回掲載しているが、分かりやすい広報・周知を今後も検討していく。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （５）精神科医療顧問相談（学校運営支援関連事業調書 P17）

【担当課室：福利課】

教職員が心の不調等について専門医に相談したり，管理職が専門的見地から所属職員の心の健康保持のための指導を受けたりできるよう導入した医療顧問制度の利用を促進し，必要に応じ，医療機関での受診，早期治療等に繋げる。

【平成24年度まで実施した取組】

◆ 精神科医師による教職員との面接や管理職への助言等を行った。

【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 校長会等で精神科医療顧問相談について周知し，利用促進を図る。

### 【27年度までの総括】

【これまでに実施してきた取組】

○ 公立学校共済組合と連携して精神科医療顧問相談事業を実施し，精神科医師による教職員との面接や管理職への助言等を行った。

【取組による成果等】

○ 医師によるメンタルヘルス面接相談を実施しており，管理職員の部下に関する相談も実施している。

平成27年度から「こころの健康ドクター相談」と親しみやすい名称とし，今後も事業の周知を図り活用を促していきたい。

実績 H25 6件

H26 7件

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （６）スクールカウンセラー等の活用（学校運営支援関連事業調査 P18・19）

【担当課室：義務教育課】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを学校等に派遣し、児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行うとともに、教職員に対し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言を行うなどにより、教職員の負担を軽減する。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 教育事務所に専門カウンセラーを、市町村教育委員会には小学校に派遣するための広域カウンセラーを、中学校にはスクールカウンセラーをそれぞれ配置し、児童生徒、保護者、教職員の相談等を行った。また、13市町にスクールソーシャルワーカーを配置（平成24年度）し、児童生徒等に関する問題解決に向けた支援等を行った。
- ◆ 県立学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒、保護者、教職員の相談等に応じるとともに、教職員の研修等を行った。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用し、事業を継続していく。
- ◇ 県教育委員会へのスーパーバイザーの配置やスクールソーシャルワーカー配置の拡大、教職員を対象とした研修会の開催など、事業を拡充する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

#### 1 スクールカウンセラー（以下、SC）の派遣・配置について

派遣・配置には、県内はもとより他県からの応援も受け、臨床心理士の有資格者に加え、児童生徒の臨床心理に関して知識・経験を有する教職経験者等も充ててきた。その派遣・配置日数と人数の年次推移は、図1のとおりである。

なお、校種毎の配置状況については、小学校においては、震災以前、SCによる相談を必要とする場合には中学校へ配置されているSCを一時的に派遣・配置し対応させるという態勢を、平成24年度からは県内全市町村に配置し域内小学校の専任という態勢に変更した。また中学校については、震災以前からの全校配置を継続し、児童生徒の心のケアを主とする相談業務に当たらせている。

このことにより、平成23年度以降、県内公立小・中学校（仙台市を除く）におけるSC配置率は、100%となっている。

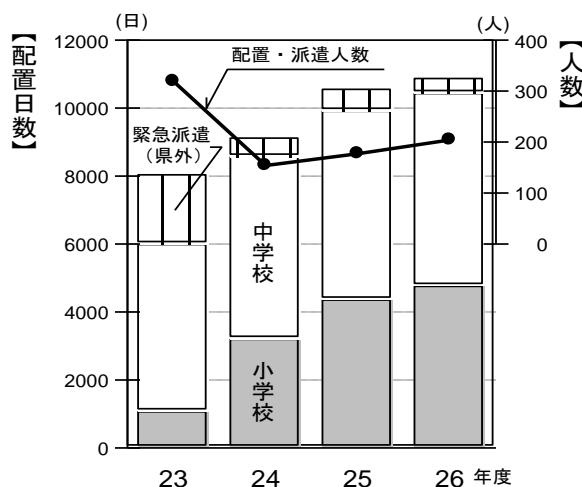


図1 SCの派遣・配置日数と人数

平成26年度は、おおむね1校に1人を派遣・配置しており、1校当たりの平均配置日数は、中学校が42日、小学校が19日となっている。なお、学校や地域により被災状況

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

等が異なることから、主に沿岸被災地域には複数人・複数回等、学校の要望等を踏まえ重点的に派遣・配置している。

このような取組により、震災前の平成22年度には約3万人であった相談のべ人数は、平成23年度以降、毎年、4万人を超えている。そして対象も、児童生徒はもとより保護者や教職員にも及び、その相談内容も学校生活や学校不適應に関する内容、家族関係と幅が広い。

### 2 スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の派遣・配置について

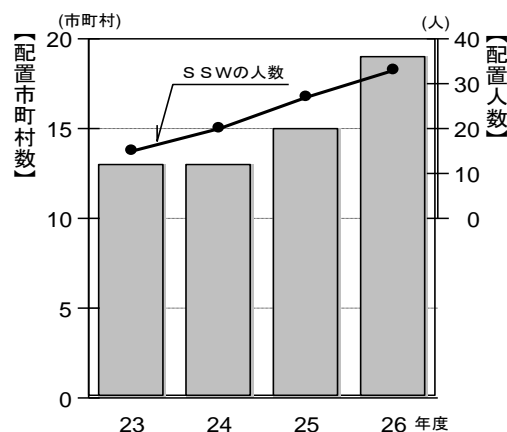


図2 SSWの配置市町村数・人数

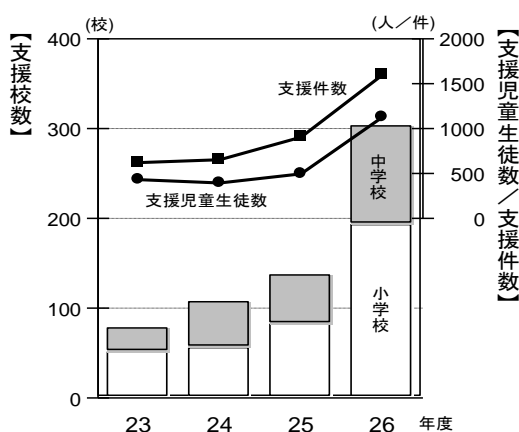


図3 支援した学校数・児童生徒数及び支援件数

配置した市町村と人数の年次推移は、図2のとおりである。平成23年度は、13市町にはほぼ1名ずつを配置するとともに、震災による被害が大きかった石巻市には3名を配置した。それ以降も配置市町を増やすとともに、沿岸市町を中心に増配するなど、市町村の支援計画に即し、震災による影響等が見られる児童生徒の登校支援等に取り組んだ。

そのような取組により、図3のように、支援した学校や児童生徒数が漸増した。また支援件数も増加し、平成26年度には平成23年度の約2.5倍に当たる約1,600件の支援を行った。また、その支援対象となった主な内容は、「不登校の問題」が全体の3割(29.8%)と最も多かった。次いで、両親の不仲や母親からの虐待等といった「家庭環境の問題」(21.2%)、「児童生徒の心身の健康・保健に関する問題」(10.7%)と続き、これらの3つの内容が総支援件数の約6割を占めている。

#### 【取組による成果等】

平成26年度、震災に関連するSCへの相談は全相談件数の約5%に当たる。これからもうかがえるように、震災から4年を経過するも震災の影響の長期化とそれに伴う環境等の変化も要因の一つとなり、依然、震災の影響が児童生徒等に及んでいる。

その現状にも向き合うべく、各学校では教職員がSC等と連携しながら児童生徒に寄り添い、諸問題行動等の解決に臨んでいる。学校がSC等と連携し問題を抱える児童生徒に向き合うことは、SC等の専門的な知見を活かし解決を促進するとともに、問題解決に取り組む教職員の心理的・物理的な負担軽減にも結び付いている。

諸問題行動等を示す児童生徒のみならず全ての児童生徒が生き生きと学校生活を送るためには、児童生徒に向き合う教職員自らの心身の健康が欠かせない。このことから、教職員の負担軽減に結び付くよう、今後もSC等の配置等の拡充に努めていきたいと考える。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （６）スクールカウンセラー等の活用（学校運営支援関連事業調書 P18・P19）

【担当課室：高校教育課】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどを学校等に派遣し，児童生徒，保護者，教職員の心のケアを行うとともに，教職員に対し，児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言を行うなどにより，教職員の負担を軽減する。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 教育事務所に専門カウンセラーを，市町村教育委員会には小学校に派遣するための広域カウンセラーを，中学校にはスクールカウンセラーをそれぞれ配置し，児童生徒，保護者，教職員の相談等を行った。また，13市町にスクールソーシャルワーカーを配置し，児童生徒等に関する問題解決に向けた支援等を行った。
- ◆ 県立学校にスクールカウンセラーを配置し，生徒，保護者，教職員の相談等に応じるとともに，教職員の研修等を行った。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業等を活用し，事業を継続していく。
- ◇ 県教育委員会へのスーパーバイザーの配置やスクールソーシャルワーカー配置の拡大，教職員を対象とした研修会の開催など，事業を拡充する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどを学校等に派遣し，児童生徒，保護者，教職員の心のケアを行うとともに，教職員に対し，児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言を行うなどにより，教職員の負担を軽減する。

#### 〈県立高校〉

- スクールカウンセラーの配置等  
全県立高校にスクールカウンセラーを配置し，生徒，保護者，教職員の相談等に応じるとともに，教職員の研修等を行った。  
〈実績：相談件数〉  
H24：9，369件（生徒：7,434，教員：1,195，保護者：737）  
H25：8，867件（生徒：6,530，教員：1,540，保護者：797）  
H26：8，885件（生徒：6,738，教員：1,273，保護者：874）
- スクールソーシャルワーカーの配置等  
平成25年度から県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置し，家庭環境等生徒を取り巻く環境改善に取り組んだ。  
〈実績〉 H25：3校3人，H26：13校7人，H27：16校8人  
※ H27からは，配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。
- スーパーバイザーの配置等  
平成25年度から県教育委員会（高校教育課）にスクールカウンセラースーパーバイザー（4名），平成26年度からスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（1名）を配置し，緊急時の学校からの派遣要請に対応するとともに，教職員等の研修を行った。



## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### 【取組による成果等】

- 県内高等学校の問題行動等については震災後深刻化したが、教育相談体制等の充実により、いじめの認知件数を除き、震災前の状況に回復している。
- 今後も、震災時に乳幼児・小学生であった生徒が高校に入学してくることもあり、不登校等の教育的配慮を必要とする生徒の増加が予想されることから、また、教職員の負担軽減の観点からも、各高校に対しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人的支援を継続して行う必要がある。

### 〈宮城県高等学校の問題行動等調査結果の推移〉

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
暴力行為の発生件数（件）	1 8 0	1 9 3	1 7 2	1 7 3	1 1 6
いじめの認知件数（件）	2 0 1	1 3 1	3 2 5	3 4 0	2 7 4
不登校率（％）	2 . 1 6	2 . 1 3	2 . 3 3	2 . 2 7	2 . 0 3
中途退学率（％）	1 . 7	2 . 0	1 . 9	2 . 0	1 . 8

※ H 2 5からは、通信制課程も調査対象となっている。

（問題行動等調査（文部科学省）より）

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （7）総合教育相談（学校運営支援関連事業調書 P20）

【担当課室：高校教育課】

児童生徒の不登校や問題行動、これらを巡る保護者への対応など教職員だけでは充分に対応しきれない事例について、専門的知識・経験を有する臨床心理士等が対応することにより、教職員の負担軽減を図る。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 不登校、いじめ、学業、進路、性格行動等学校生活全般について、休日や夜間を問わず児童生徒や保護者からの相談等に応じた。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 新しい総合教育センターにおいて、継続的に総合相談事業を実施する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

児童生徒の不登校や問題行動、これらを巡る保護者への対応など教職員だけでは充分に対応しきれない事例について、専門的知識・経験を有する臨床心理士等が対応することにより、教職員の負担軽減を図る。

- 「総合教育相談事業」は、従前から行われてきた、いじめ・不登校問題対策事業である「不登校相談センター事業」、「いじめ問題対策事業」、「教育相談事業」を一本化したものである。
- 「不登校相談センター」は、県内唯一の不登校を専門とする相談機関として、平成10年11月2日に県教育研修センター内に開設されてきた。不登校・いじめ被害者等への心理的ケアは勿論のこと、教職員やスクールカウンセラー等に対しての指導助言も行っている。
- 平成23年4月から、震災により県教育研修センターが使用できなくなると、その機能を県特別支援教育センターに移転した。
- 平成25年4月に県総合教育センターが名取市美田園に新設されたこととともない、「不登校・発達支援相談室」を県総合教育センター内に開設した。
- 前身の不登校相談センターの体制を受け継ぎ、臨床心理士等の専門の相談員による電話相談・来所相談を行っている。児童生徒・保護者の悩み等に対して、専門の相談員が来所相談、電話相談に応需することにより、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を図っている。



〈写真：H27周知カード（中・高校生版）〉

- 「不登校・発達支援相談室」
  - ・ 平成24年度からは、震災2年目以降の不登校等対策として、従前まで、臨床心理士・相談員の各1名体制であった電話相談・来所相談の体制を、各2名体制に拡充している。
  - ・ 2名体制となったことで、児童生徒と保護者の両方の話を同時に別々に聞く「並行面

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

接」が実施できることとなった。児童生徒の心理的な回復を図るためには、保護者の心理的な安定こそが大切であり、並行面接の効果は大きく、近年では、来所相談件数が増加してきている。

〈実績：来所相談・電話相談の件数〉

H24：来所相談561件，電話相談 868件

H25：来所相談718件，電話相談1，189件

H26：来所相談836件，電話相談1，116件

### ○「24時間いじめ相談ダイヤル」

- ・ 文部科学省の「24時間いじめ相談ダイヤル」（平成27年度より「24時間子供SOSダイヤル」）は、不登校相談センターの子どもの相談ダイヤルで応需していたが、震災により、平成23年4月27日から一部業者委託に切り替えた。
- ・ 業者委託以降は、昼間は県の相談ダイヤルで、時間外（平日16時～翌日9時，土日祝日・年末年始）は業者委託で対応しており，365日24時間，子どもたちのいじめ等の相談に，臨床心理士等の電話相談員が応じている。

〈実績：業者委託分の相談件数〉

H24：771件，H25：549件，H26：292件

### 【取組による成果等】

- 県内高等学校の問題行動等については震災後深刻化したが，教育相談体制等の充実により，いじめの認知件数を除き，震災前の状況に回復している。
- 今後も，基本的な生活習慣を形成する上で不可欠である乳幼児期の養育環境が厳しい状況が続く相違件数が増加することも予想されることから，教職員の負担軽減の観点からも，総合教育相談事業等の充実に向けていく必要がある。

### 〈宮城県高等学校の問題行動等調査結果の推移〉

	H22	H23	H24	H25	H26
暴力行為の発生件数（件）	180	193	172	173	116
いじめの認知件数（件）	201	131	325	340	274
不登校率（％）	2.16	2.13	2.33	2.27	2.03
中途退学率（％）	1.7	2.0	1.9	2.0	1.8

※ H25からは，通信制課程も調査対象となっている。

（問題行動等調査（文部科学省）より）

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （８）健康審査会議の運営（学校運営支援関連事業調書 P21）

【担当課室：福利課】

教職員が病気休職後に職務復帰しようとする場合に、その健康状態を確認し、復帰訓練プログラムの実施や職場への復帰等について、審査する。また、職務復帰直後の再発防止等のための指導や助言をする。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 復帰訓練プログラム承認と復職の可否を判断する健康審査会議を行った。
- ◆ 復帰後の教職員に対するアドバイスや管理職に対する助言を行った。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 復帰する教職員の負担軽減と学校運営を支援するため、必要に応じ、非常勤講師を配置できるよう検討する。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 申請者の復帰訓練プログラムを内容審査と復職の可否を判断する健康審査会議を行った。

健康審査会議 H25 11回  
H26 10回

- 復職後の教職員に対する健康面、勤務面について管理職に対する助言を行った。
- 復職する教職員の負担軽減と学校運営を支援するため、必要に応じ、非常勤講師を配置できるようにした。

#### 【取組による成果等】

- 県立学校教職員、県費負担教職員（仙台市除く）及び事務局職員が心身の故障により、休職後に復帰しようとする場合に、精神科の医師（健康管理医）2名が健康状態を審査し、医療面、勤務態様面から職務復帰及び再発防止についての必要な指導を行うことができた。
- 平成25年度から、精神又は神経に係る疾病による休職から復職した職員の業務を支援するため、非常勤職員を配置できることとし、本人及び学校の負担軽減を図っている。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

### （９）震災に対応したメンタルヘルス（学校運営支援関連事業調査 P22）

【担当課室：福利課】

東日本大震災において多くの児童生徒や教職員が被害を受けるとともに、学校が避難所となったことにより、教職員は児童生徒の指導とともに、地域住民への支援業務も重なり多忙を極めた。このような状況を踏まえ、教職員の心身の健康保持対策の一環として、教職員の健康状態の把握と心のケアを行う。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 全ての教職員を対象とした健康調査、分析を行い、必要に応じ、教職員に面談指導を行った。
- ◆ 自らの健康状態を自分で把握できるようセルフチェック票を配布し、体調の自己管理を促した。
- ◆ 教職員を対象としたストレスコントロール技法等に関する研修を行うとともに、全ての教職員に「メンタルヘルスハンドブック」を配布した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 教職員の震災後の心身の状況等を把握するため、継続的に調査を行い、必要な場合には教職員に対する面談指導を行う。

### 【27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 公立学校共済組合で、平成23年度、平成25年度、平成27年度に全ての教職員を対象とした「健康調査」を行った。平成23年度健康調査の結果、多くの教職員がストレスを感じていることが明らかになったので、メンタルヘルス個別面談を実施した。  
平成25年度及び平成27年度は、精神健康及び仕事に関するチェック結果を個人に通知し、心身の自己管理を促した。  
平成27年度の結果を見ると前回と「注意」「要注意」の割合にほぼ変化がない。  
・精神健康全般（約10% 1,710人） ・仕事に関するチェック（約17% 2,660人）
- 自らの健康状態を自分で把握できるようセルフチェック票を配布し、体調の自己管理を促した。
- 公立学校共済組合と連携し、管理職・一般職を対象とした「アンガーマネジメント研修」（「怒りやイライラ」という感情を上手にコントロールする技術を学ぶ研修）を実施しライン及びセルフケアの充実を図った。また、教職員を対象としたストレスコントロール技法等に関する研修を行うとともに、全ての教職員に「メンタルヘルスハンドブック」を配布した。  
親子のこころのケアを目的に「親子体操教室」を実施した。
- 平成27年度、小・中・高校の管理職を対象に「こころの復興フォーラム」を開催し、県内の管理職が震災後の児童・生徒や教職員の状況について情報と認識を共有して、今後の対応策について協議した。

#### 【取組による成果等】

- 公立学校共済組合の「震災対策事業費」を活用して、メンタルヘルス相談、管理職対象の研修会や出張講座、健康調査、メンタルヘルスハンドブック配布等の事業を実施し、震災後の教職員の心身の健康保持対策の一環として、教職員の健康状態の把握と心のケアにつながられた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### 3 不祥事防止への対応について

#### （１）懲戒処分事例の調査分析（学校運営支援関連事業調書 P23）

【担当課室：チーム事務局】

効果的かつ効率的な不祥事防止対策を検討、実施するためには、懲戒処分案件の傾向等を関係者で共有する必要があることから、これまでの懲戒処分案件に関する客観的なデータを整理し、分析を行う。

【平成24年度まで実施した取組】

◆ 過去12年間（平成11年度から平成22年度まで）の懲戒処分の案件について、学校種別、事案別、職名別、年代別、経験年数別等の視点から調査分析を行った。

【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 平成23年度以降についても継続して調査する。

#### 【平成27年度までの総括】

##### 【これまでに実施してきた取組】

- 過去12年間（平成11年度から平成22年度）に行われた134人に対する懲戒処分の案件について、学校種別、事案別、職名別、年代別、経験年数別等の視点から調査分析を実施した。
- その分析結果については、各種の研修会（特に新任校長・教頭等の管理職や10年研修等の中堅教職員を対象とした研修）においてその概要を説明し、服務規律の確保に向けた取組の一助として周知を図った。
- あわせて、校長会等の場においても上記の分析の概要等に関する資料を、服務管理上の参考として提供した。

##### 【取組による成果等】

- 分析の結果認められた被処分者の年代・特徴等を基に、特に経験年数9年未満の教職員やベテラン層を対象とした各種研修メニューの強化を進めきた。  
（初任者・10年20年研修等での服務・コンプライアンス関係メニューの追加）
- さらに、校長・教頭といった新任管理職研修においては、分析により得られた被処分者の特性等に触れるとともに、校務分掌等における注意事項等を併せてアナウンスすることで、校務分掌を検討する際の参考になったとの評価を得ている。
- 平成23年度以降の処分事案についても、分析・検討を再開し、措置案件なども含め、今後継続的に取り組んでいくことを検討していく。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （２）不祥事防止対策の周知徹底（学校運営支援関連事業調書 P24）

【担当課室：総務課，教職員課】

不祥事発生防止に向け，各種通知の発出や資料を作成・改訂し，さらなる情報発信，注意喚起を行う。

【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ パワー・ハラスメント，交通事故，個人情報紛失事故等の防止に関する通知を行い，注意喚起した。
- ◆ 「総合的な懲戒指針」や「ハラスメント防止指針」を策定・施行した。
- ◆ 「管理職向け不祥事発生防止対策資料」を作成し，配布した。

【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 随時，不祥事防止対策資料等を見直し，各県立学校や市町村教育委員会へ提供する。

### 【平成27年度までの総括】

【これまでに実施してきた取組】

- 不祥事案が発生する都度，服務規律の確保に向けた通達を発出し，教職員への注意喚起を行った。
- あわせて，「飲酒運転防止」や「セクシュアル・ハラスメントの防止」に係るケーススタディ等を新規作成し・配布を引き続き行った。
- 平成26年度には，不祥事が多発したことから，11月に県立学校長及び市町村教育長を参集して不祥事発生防止に向けた緊急会議を開催し，県教育委員会・市町村教育委員会を挙げて不祥事発生防止に向けた取組を進めることとした。
- 平成27年度には，セクシュアル・ハラスメントを防止する観点から，教員と児童生徒の適切な距離感を確保するために，教員と児童生徒間の私的な電子メール等のやりとりを禁止することを主眼とした通知を発出した。

【取組による成果等】

- 「飲酒運転防止」や「セクシュアル・ハラスメントの防止」などのケーススタディやセルフチェックシートについては，校内における研修会や服務関係の研修会などで活用しやすく，職員が自らの身に置き換えて考えることで，不祥事の予防につなげることができるような資料の作成・配布を実施した。
- また，処分を受けたことにより受ける不利益（給与や退職金への影響・家族への影響）の具体的な事例（金額等）について過去事例を基に提示し，研修会等で積極的に周知を図ったところ，研修参加者からは処分により失うものの大きさを実感できた，との意見が示された。
- 平成26年11月に開催した県立学校長及び市町村教育長による不祥事発生防止に向けた緊急会議では，県教育委員会・市町村教育委員会が連携して不祥事発生防止に向けた取り組みを進めるべく，これまで県が進めてきた不祥事防止対策の取り組みや各種資料について市町村教育委員会に情報提供を行い，連携を一層深めることができた。
- 平成27年5月26日付けで「教職員による児童生徒への電子メール等の適正な取り扱いについて」を発出し，教員と児童生徒の間の電子メールやSNS等による私的なやりとりの禁止，個別指導時の注意点，自家用車への同乗の抑制等，児童・生徒との適切な距離感を確保するための取り組みを示すとともに，各学校より児童生徒の家庭に通知の発出とその主旨を説明することで，不祥事防止に向けた取組について，児童生徒や保護者からの理解を得ることができた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （３）不祥事防止対策の強化（学校運営支援関連事業調書 P25）

【担当課室：教職員課】

懲戒処分案件の調査分析結果を踏まえ、研修内容・研修対象等の見直しを行うなど、これまで以上に効果的かつ効率的な不祥事防止対策を講じる。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 「20年経験者研修」に服務規律に関する事項を追加した（40歳代教職員への対応）。
- ◆ 初任者、2年目研修で服務規律に関する講話を行った（経験年齢9年以下の教職員への対応）。
- ◆ 県立学校長向け不祥事防止対策資料を作成し、配布した。また、各市町村教育委員会に参考配布した（管理職への対応）。
- ◆ 県立学校長会、新任校長・教頭研修で体罰・セクハラ等防止について周知した（既往者への対応）。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 「20年経験者研修」内容を適宜見直す。
- ◇ 「5年経験者研修」に服務規律に関する事項を追加する。
- ◇ 小中学校長研修会にコンプライアンスに関する事項を加えるとともに、市町村教育委員会向けの研修を行う。
- ◇ 「教員ステップアップ研修支援事業」等との連携について検討する。
- ◇ 運動部活動指導者研修において、体罰禁止について注意喚起する。

#### 【平成27年度までの総括】

##### 【これまでに実施してきた取組】

- これまでの処分事案の分析の結果、経験9年未満の初任者と、40代以上のベテラン層において処分事案が多数発生していたことから、若年層及びベテラン層を対象とした研修メニューの強化に向けた検討を行った。
- 若年層への対応として、平成27年度からの新たに初任者研修・10年経験者研修において服務制度に関する研修項目の追加を検討した。
- また、ベテラン層への対応については、20年経験者研修における研修項目の追加を検討した。
- さらに、管理職対象の研修会においても、服務規律の確保等に関する研修項目の追加実施を検討した。
- 教員ステップアップ研修との連携についても検討を進め、研修メニューの改善を図った。

##### 【取組による成果等】

- 若年層への対応として、平成27年度からの新たに初任者研修と10年経験者合同研修として、法規範の遵守に係る合同グループ討議を実施するとともに、10年経験者研修において体罰防止の観点からアンガーマネジメントに関する項目を追加した。
- ベテラン層への対応としては、平成27年度から、20年経験者研修において、コンプライアンスに関する研修項目を新たに追加した。
- 管理職への対応としては、新任校長・教頭研修（管理職対象）において、法規範の遵守についてグループ討議も導入した。さらに、服務規律の確保に関する研修も実施し、過去の処分事案の分析から得られた職場における服務規律確保に向けた視点等についてアドバイスを行ない、不祥事防止に向けて校務分掌検討の参考となる情報を提供した。



## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

---

- 地区校長会等が主催する研修会等の場を活用し、服務規律の確保やコンプライアンスの重要性（パワーハラスメント関係等）に関する研修を実施した。
- 教員ステップアップ研修との連携については、平成25年度より研修パッケージの中に体罰に関するメニューを追加し、再発防止に向けた取り組みに活用できるよう体制整備を行った。
- 一方で、5年経験者研修等における服務規律項目の導入については、他の研修項目との調整が必要であることから、引き続き調整を図ることとしている。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （４）学校運営に対する法的支援・相談体制の強化（学校運営支援関連事業調書P26）

【担当課室：教職員課】

学校のみでは解決が難しい法律的な問題等について、県教育委員会が委託している法律顧問に相談する制度を周知し、安定した校務運営と、教職員が安心して職務に取り組める職場づくりを支援する。

【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 法律顧問制度に関する管理職用リーフレット形式の資料を作成し、校長会で法律顧問制度を周知した。

【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 継続的に法律顧問制度の周知に努める。

#### 【平成27年度までの総括】

##### 【これまでに実施してきた取組】

- 県立学校校長会議や各種研修会等において、法律顧問制度の趣旨について継続的に説明を行い、活用を促してきた。

##### 【取組による成果等】

- 法律顧問制度についての認知が広がり、各学校や各担当課から業務上生じた多種多様な懸案事項について相談が寄せられたが、法律顧問からは法的な観点からの助言を迅速に受けることができた。（相談実績は下表のとおり）
- また、法律顧問は法的知見に富むだけでなく、教育を取り巻く諸情勢についても豊かな見識を有する者を選任しており、生徒指導の進め方など、教育現場で発生した諸問題について、単に法律的な観点のみならず、昨今の社会情勢等を踏まえた適切な解決策を提案していただいております。
- 教職員が安心して学校運営を行っていくために法律顧問制度は極めて有効であることから、引き続き積極的な利活用を促していく。

#### 〈参考〉法律顧問制度の利用状況

年 度	件数 (件)	相談内容の例	備 考
平成24年度	34	・学校事故への対応について ・ヤミ金融からの問合せの対応について	
平成25年度	13	・非違行為の成立の判断について ・訴訟を前提とした遺族ケアについて	※顧問弁護士2 →1人化（財政事情）
平成26年度	19	・部活動注の事故への対応について ・生徒の非違行為の懲戒について	
平成27年度 (～10月)	21	・精神疾患に起因する分限処分について ・検察審査会の議決について	

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （５）被処分者に対する事後指導（学校運営支援関連事業調書 P27）

【担当課室：教職員課】

懲戒処分等を受けたことがある教職員が同様の不祥事を再発する傾向がみられるため、再発防止に向けた継続的な指導を行う。

【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 被処分者に対する校長面談、レポート提出等の事後指導を継続的に実施した。
- ◆ 校長会等を通じて管理職への注意喚起を行った。

【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 「教員ステップアップ研修支援事業」等との連携について検討する。

### 【平成27年度までの総括】

#### 【これまでに実施してきた取組】

- 被処分者に対する事後指導として、管理職による面談や、各種指導を踏まえ自己の内面的変化をレポートで提出させるなどの取り組みを引き続き実施した。
- 各教育事務所においても、定期的に被処分者との面談・指導等を実施した
- 各地区校長会等においても、校内における服務規律の徹底した指導について依頼したほか、校長会主催の各種研修会等で、服務規律の確保に向けた取り組みの徹底について指導を要請した。
- 再発防止と服務状況の改善に向けて、被処分者に対しステップアップ研修等の受講を勧奨するなど、研修事業との連携を図った。

#### 【取組による成果等】

- 定期的な校長面談やレポート提出等を実施し、被処分者の再発防止に向けた助言・指導等を継続した。また、教職員課でも県立学校において学校訪問を行い、被処分者の授業等を観察したうえで校長と情報交換を行うなど、再発防止に向けた県教育委員会と学校間の連携強化が図られ、きめ細やかな事後指導を行うことができた。
- 各教育事務所においても、通常は3ヶ月に1回程度、事案によっては1ヶ月毎に被処分者との面談を実施し、被処分者の現状に応じたきめ細やかな再発防止指導を行うとともに、市町村教育委員会の協力を得て、被処分者の日常的なフォローに力を入れていただくなど、再発防止に向けた関係機関相互の連携強化が図られ、きめ細かな事後指導を行うことができた。
- 平成27年度に児童生徒との電子メール等の取り扱い等に関する指導を行い、各地区校長会等において制度趣旨の周知と校内における徹底した指導について依頼したほか、校長会主催の各種研修会等を通じて、服務規律の確保に向けた取り組みの徹底について、指導を要請した。
- 児童生徒に対する不適切な指導等を理由として処分や措置を受けた者については、本人の意思を確認しながら、ステップアップ研修等の受講を促し、実際に受講に結びつけることができた。今後も現場復帰や勤務態度の改善につなげていくよう、引き続き取り組んでいく。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （６）学校徴収金会計事務等の見直し

（県立学校事務的諸課題等解決策検討会）（学校運営支援関連事業調書 P28・29）

【担当課室：高校教育課】

学校には公費以外に各種の学校徴収金があり、その事務処理は各学校において様々である。不明瞭な会計処理の要因ともなっていることから学校徴収金事務の改善に向けた検討を行う。

【平成24年度まで実施した取組】

◆ 学校事務職員等で構成する「県立学校事務的諸課題等解決策検討会」で以下の検討を行った。

- ・各学校の事務室において、会計担当教員を対象にした研修会を行う。
- ・現金の出納はすべて事務室が担い、会計担当教員は起票、帳票管理等に特化するよう努める。
- ・高校教育課等で、各校から会計処理の適正化や多忙化の解消に資する優良な取組事例を収集し各校に情報提供する。
- ・全校共通の学校徴収金会計処理用パッケージソフトを導入する。

【平成25年度以降の取組の方向性】

◇ 「県立学校事務的諸課題等解決策検討会」で検討した事項について、各学校が実践するよう促す。

◇ （仮称）学校運営支援統合システムの検討と併せて、学校徴収金会計ソフトの導入についても検討する。

【平成27年度までの総括】

【これまでに実施してきた取組】

[県立高校]

○ 平成25年4月に発覚した気仙沼西高校における私的流用事故を踏まえ、再発防止策（主な内容は以下のとおり）を取りまとめ、各校へ通知した。

（H25.9.6付教育長通知）

①銀行印と通帳印の管理の徹底

別々の金庫で保管し、銀行印は金庫の鍵の管理も含め管理職が管理する。

②現金管理の徹底

現金支払はやむを得ない場合のみに限定、保管は短期間（5日以内）で、出し入れは事務室が一元的に、現金管理簿・使送依頼簿等書面で管理する。

③会計チェック体制の整備

管理職は全ての会計を把握し、各会計の執行状況を常に確認する。

○ 県立高校に対する事務処理状況調査において、対策の実施状況の確認と改善指導を実施した。

<調査実施校：H25 33校，H26 40校，H27 38校（予定）>

○ 各校における再発防止策の実施状況について、毎年度1回文書による確認を実施した。

○ 事務職員を対象とした研修を実施し、職員の資質向上を図った。

○ 学校運営支援システムの開発を推進し、学校徴収金会計の処理機能の整備についても検討した。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

<参考>H25.9.6付教育長通知に係る再発防止策の実施状況について（県立高校分）

取組項目	実施割合（％）	
	H26.3.3	H27.3.1
私費会計の把握と確認	100	100
銀行印と通帳の別々管理	100	100
銀行使送業務の書面による確認	60	100
現金管理簿による保管管理	91	96
出納事務の事務室一元化	55	60
払戻しから短期間での支払い	34	40
支払完了時の精算確認	85	87
管理職による通帳と出納簿の毎月確認	66	64
各会計検査の四半期毎実施	67	67

「学校徴収金会計に係る再確認等の実施状況調査結果」より

### 【特別支援学校】

- 平成25年に特別支援学校20校（分校含む）の実地調査を実施した。
- 特別支援学校長会，事務長会等の機会を捉え，学校徴収金の取り扱いについて繰り返し注意を促した。
- 事務処理の適正化に向けて，平成26年6月30日付け通知「使送業務における書面による確認の徹底について」を発出した。

### 【取組による成果等】

#### 【県立高校】

- 県立高校に対する事務処理状況調査において改善指導を実施するとともに，優良取組み事例を取りまとめ，各校に紹介し，さらなる事務の改善を促した。
- 年に一回「事務次長研修会」を新たに開催し，次代を担う事務次長の資質向上を図った。
- 学校運営支援システムについては，新たに学校徴収金管理機能を付加した上で，平成27年度に全校に展開する予定としている。

（H26より教育企画室へ移管）

### 【特別支援学校】

- 平成25年に特別支援学校20校（分校含む）の実地調査を実施し，概ね適正に管理されていることを確認できた。
- 平成26年6月30日付け通知「使送業務における書面による確認の徹底について」を発出し，処理状況の記録等の書面に不備がある学校に対しては，早急な改善を要請した。
- 平成27年度以降は，計画的な学校訪問指導等を実施することを予定している。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （7）震災に伴う義援金等の適正な管理（学校運営支援関連事業調書 P30）

【担当課室：高校教育課，特別支援教育室，総務課，教職員課，義務教育課】

東日本大震災に伴い寄せられた義援金等の出納管理，執行が適正に行なわれるよう指導する。

【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 県立学校及び市町村教委員会に通知を発出し，義援金の適切な取扱いについて注意喚起を行った。
- ◆ 県立学校にあつては「事務処理状況調査」等の機会に，市町村立学校にあつては「事務指導」等の機会に，それぞれ義援金の事務処理を適切に行うよう指導した。

【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 引き続き義援金執行状況の把握に努め，事務処理が適切に行なわれるよう指導する。

#### 【平成27年度までの総括】

【これまでに実施してきた取組】

[県立学校]

- 県立学校に対して「東日本大震災にかかる義援金等の取扱いについて」を通知（H23.11.7付高校教育課長・特別支援教育室長連名通知）し，支援目的に合致する団体費会計で受領・処理できることとするとともに，その事務処理のあり方について提示した。
- 上記通知の発出後，定期的実施している各県立学校に対する事務処理状況調査において，義援金の取り扱い状況の確認及び指導を実施した。

[特別支援学校]

- 特別支援学校における取り組みとしては，特別支援教育室において高校教育課と連名で義援金の取り扱いに関する通知を発出し，事務処理のあり方を提示している。

[市町村立小中学校]

- 各市町村立学校における取り扱いについては，各教育事務所が定期的実施する事務指導の際に状況確認を行い，必要に応じて適切な取り扱いについて指導・助言を行っている。

【取組による成果等】

[県立学校]

- 事務処理状況調査による指導の結果，事務処理が適正に行われていることを確認した。  
<調査実施校：H25 33校，H26 40校，H27 38校（予定）>  
※調査対象は特別支援学校を除く県立学校全て

[特別支援学校]

- 震災に伴う義援金に特化した指導等は行っていないが，平成27年度以降，学校徴収金の取扱いと併せて，計画的な学校訪問指導等を実施する予定である。

[市町村立小中学校]

- 各教育事務所が定期的実施する事務指導の際に状況確認を行い，必要に応じて適切な取り扱いに向けた指導・助言を行うことができた。

## Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

### （８）情報セキュリティ対策基準の周知徹底（学校運営支援関連事業調書P31）

【担当課室：教育企画室】

情報セキュリティに関する意識の啓発や情報セキュリティ対策基準の周知徹底により、学校で取り扱っている多様な個人情報の適正管理を推進する。

#### 【平成24年度まで実施した取組】

- ◆ 研修会等の機会をとらえ、情報セキュリティ対策等の周知を行った。
- ◆ 個人情報紛失事故等の防止に関する資料を作成、配布し、注意喚起した。

#### 【平成25年度以降の取組の方向性】

- ◇ 情報セキュリティに関する研修会の実施や情報セキュリティに関する啓発資料の作成、配布について検討の上、実施する

#### 【平成27年度までの総括】

##### 【これまでに実施してきた取組】

- USBメモリ紛失等の情報セキュリティ事故の発生を受けた注意喚起通知（H24, H26）
- 職員研修会や教育事務所次長会等で情報セキュリティ対策の徹底を依頼（H24）
- 総合研修センターにおいて「情報セキュリティ研修会」や「ネット安全研修会」等の各種研修会を実施（H16～）
- 震災復興・企画部情報政策課が実施するセキュリティ研修会への参加促進（H26～）
- 県立学校へ各種ソフトウェアの脆弱性に係る対応連絡（H26～）
- 総合研修センター主催の新任校長、新任教頭を対象とした「CIO研修」の中で、情報セキュリティ対策の重要性について説明（H26～）
- 震災復興・企画部情報政策課が実施するセキュリティ内部監査への教育企画室の立ち会い（県立学校が受検する場合）（H27～）
- 情報セキュリティ広報誌（スキルアップ！情報セキュリティ）の活用促進（H27～）

##### 【取組による成果等】

情報セキュリティ対策の周知徹底や各種研修会等を通じ、職員の意識の啓発や事故防止に向けた対策を促しているものの、全ての職員までには意識等が浸透しておらず、USBメモリ紛失事故等の情報セキュリティ事故が後を絶たない状況であることから、継続的な取り組みが必要である。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について

学校運営支援本部では、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」、の3つの各テーマについて、それぞれの課題等を踏まえ、以下の項目について取組を進めることとする。

取組項目	取組内容
1 多忙解消への対応について	(1) 教職員の在校時間の調査 (2) 学校事務共同化の推進 <b>【拡充】</b> (3) 統合型校務支援システムの他校種への展開 <b>【拡充】</b> (4) 専門スタッフによる支援 <b>【新規】</b> (5) 教務補助職員の配置 <b>【新規】</b> (6) 地域人材の活用 <b>【新規】</b> (7) 運動部活動における外部指導者の活用 <b>【拡充】</b> (8) 部活動のあり方の適正化 (9) 調査等の見直し・精選 (10) 学校徴収金会計の適正化・集金化 (11) 学校における事務処理のマニュアル化の推進 <b>【新規】</b> (12) 優良取組事例の把握と共有化 <b>【新規】</b> (13) 会議等の見直し・精選 (14) 管理職等の学校マネジメントに関する研修の強化 <b>【新規】</b> (15) 教員を対象とした研修の最適化 <b>【新規】</b>
2 メンタルヘルスへの対応について	(1) 休職者の調査分析 (2) 長時間労働健康管理対策 (3) メンタルヘルス研修の充実 (4) 震災に対応したメンタルヘルス (5) ストレスチェックの活用 <b>【新規】</b> (6) メンタルヘルス相談体制の充実及び周知の工夫 <b>【拡充】</b> (7) こころの健康ドクター相談（精神科医療顧問制度） (8) 健康審査会議の運営 (9) 小・中学校スクールカウンセラー等の活用 (10) 高等学校スクールカウンセラー等の活用 (11) 総合教育相談
3 不祥事防止への対応について	(1) 懲戒処分事例の調査分析 <b>【拡充】</b> (2) 不祥事防止対策の周知徹底 <b>【拡充】</b> (3) 不祥事防止対策の強化 (4) 学校運営に対する法的支援・相談体制の強化 (5) 被処分者に対する事後指導 (6) 学校徴収金会計事務等の見直し (7) 義務教育諸学校における事務指導の在り方の検討 <b>【新規】</b> (8) 情報セキュリティ対策基準の周知徹底



### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### 1 多忙化解消への対応について

##### 【概要】

- 平成22年3月に「学校マネジメント支援に関する調査研究」において教員へのアンケートを実施したところ、多忙と感じていると答えた割合が全校種で8割を超える結果となり、そのアンケートの中で多忙化の要因として挙げられた部活動や各種調査・照会、会計処理、報告書作成などの業務を中心に、第1次取組項目では全12項目の多忙化解消策に取り組んできた。
- これにより、校務のICT化となる学校運営支援統合システムが平成27年度に全県立高校に導入され、また、教員の事務負担の軽減に有効な学校事務の共同実施が仙台市を除く県全域で平成27年度から展開されることになったほか、調査や会議の精選等でも一定の見直しが行われるなど、着実に前進が図られてきた。
- こうした前進はあるものの、一方で、平成27年6月に行った「東日本大震災における教職員の健康調査（第3回）」では、業務量が震災前より増えていると答えた割合や、ストレスの原因として多忙・業務量の増大を挙げた割合が前回（平成25年6月）より増えているという状況にある。
- この学校現場の多忙化の状況は、東日本大震災を経験した本県に限ったものではなく、平成26年6月に公表されたOECD国際教員指導環境調査（TALIS2013）の結果でも、日本の教員の1週間当たりの勤務時間が参加国中最長となっており、教員の多忙化が指摘されている現状を重く見た文部科学省は、学校現場における各種業務への従事状況や負担感の状況調査を実施した上で、平成27年7月に「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」（以下「ガイドライン」という。）を公表した。
- このガイドラインでは、業務改善の基本的な考え方と改善の方向性を次の5つの観点で整理（以下「5つの改善の方向性」という。）した上で、教育委員会に対してこのガイドラインを参考にしながら、学校現場における業務改善に対しての支援を一層推進するよう求めている。
  - ① 校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント
  - ② 教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり
  - ③ 校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり
  - ④ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり
  - ⑤ 教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり
- 東日本大震災も影響していると考えられる児童生徒の不登校やいじめ対策に、児童生徒と向き合う時間を少しでも多く確保し、そして学力向上、あるいは時代の変化に合わせた授業改革などの教育課題に対応していくためには、多忙化解消に向けた取り組みがより重要となっている。
- このような認識の下、第2次取組項目においては、文部科学省から示されたガイドラインを参考に5つの改善の方向性を切り口とした上で、第1次取組項目のうちこれまでの実施状況から継続して取り組む必要があると認められる5項目と拡充を図るもの3項目、学校運営支援本部が行ってきた教職員との意見交換会やガイドラインに盛り込まれた内容を基に新たにに取り組む必要があると認められる7項目の、全15項目を多忙解消策として取り組むこととする。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （1）教職員の在校時間の調査

【担当課室：福利課】

##### 【現状】

- ◆ 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握している。  
在校時間の状況については、調査開始後2年間（平成24年9月から平成26年8月まで）に渡る実態を「多忙化解消ワーキンググループ」と「メンタルヘルスワーキンググループ」で比較・分析して文教警察委員会、教育委員会、県立学校長会議で報告して教育庁全体で共通の課題意識を持った。
- ◆ 長時間在校している教職員に面接指導を実施している。
  - ・希望者に対して、医師による面接指導を行っている。
  - ・福利課で在校時間の状況から健康障害のリスクの高い教職員と管理職に対して学校を訪問して面談を行っている。
- ◆ 正規の勤務時間外において月80時間を超えて在校した教職員が、平成25年度と平成26年度で約1,500人（約27%）と変化がみられない。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 健康管理の観点から在校時間の縮減を図り、健康管理対策に取り組む必要がある。  
在校（庁）時間を記録することにより、本人自身の理解及び管理職員が実態を把握して教職員を指導することにより、健康障害の未然防止に努めていく。
- ◇ 医師の面接指導で就業上の措置を講じられた場合は、所属で速やかに事後措置を講じて健康障害の未然防止につなげており、今後も継続する。
- ◇ 在校（庁）時間の縮減については、「多忙化解消ワーキンググループ」と「メンタルヘルスワーキンググループ」で対策を検討する必要がある。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポート”の体制づくり〕に該当

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （2）学校事務共同化の推進【拡充】

【担当課室：総務課】

##### 【現状】

- ◆ 教員の事務負担軽減や、地域全体の事務処理水準の維持向上等を目的に、小中学校の事務の共同化（共同実施）を、当初計画より1年早く平成26年度から2か年で仙台市を除く全ての市町村で取組を開始し、さらに、平成28年度においては、一部未実施のあった市町においても全学校を対象とした共同実施が展開される状況になっている。
- ◆ ただし、学校内における事務職員の職務の範囲が明確化されていないことや、これまでの慣習、学校経営・運営への参画意欲の不足等から、共同で行う取組内容が県教育委員会で示しているモデル的な業務内容にまで至っていない現状にある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 市町村教育委員会において、共同実施に取り組む組織体制が確立したことから、更なる教員の事務負担軽減と学校事務の適正かつ効率的な執行を推進するため、共同実施連絡協議会等を活用し、市町村教育委員会間の取り組む業務内容の平準化を図る。
- ◇ 現在、学校又は市町村教育委員会ごとに定められている学校事務職員の職務範囲について、それぞれの意見を調整しながら、極力、平準化、明確化を図る。
- ◇ 学校事務職員の学校経営・運営への積極的な参画を促すため、人事異動による積極的な校種間交流を行うとともに、人材育成のための研修実施に取り組む。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり”に該当〕

#### （3）統合型校務支援システムの他校種への展開【拡充】

【担当課室：教育企画室】

##### 【現状】

- ◆ 県立高校への学校運営支援統合システムの導入は、平成27年度で終了したが、県立特別支援学校や市町村教育委員会には、統合型校務支援システム(※)の導入が進んでいない状況である。

※ 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのこと

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より）

##### 【取組の方向性】

- ◇ 学校運営支援統合システムの県立特別支援学校への展開に向け、使用を開始した県立高校での利用状況や業務量調査により、システムの導入効果を明確にするとともに、他県での開発や導入状況等の調査研究を進める。
- ◇ 市町村教育委員会に対しては、県立高校へシステムを導入したことによる効果等を情報提供し、統合型校務支援システムの導入を促進する。併せて、県が開発した学校運営支援統合システムの市町村教育委員会への活用の可能性について試行的な導入を含め検討していく。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“校務の効率化・情報化による仕事のしやすき環境づくり”に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （4）専門スタッフによる支援【新規】

【担当課室：総務課，教職員課，義務教育課，特別支援教育室，高校教育課，  
スポーツ健康課，生涯学習課】

##### 【現状】

- ◆ 児童生徒の学習支援，いじめ・不登校などに対する心のケア，教育の情報化，キャリア教育の推進，特別支援の必要性など専門性が求められる業務が増大している。
- ◆ スクールカウンセラーや生徒指導支援員など，専門スタッフはある程度配置されているが，その多くは非常勤であり，勤務時間や勤務日数等に制限がある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ スクールカウンセラー，スクール・ソーシャルワーカー，進路指導サポートスタッフ，特別支援サポートスタッフなど，必要性の高い専門スタッフとその業務内容を明確にし，人員の確保と配置を働き掛ける。
- ◇ 地域との連携・協働を図り，専門技能を持った人材を発掘し，ボランティア指導員として学習指導等に参画を働き掛ける。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり”に該当〕

#### （5）教務補助職員の配置【新規】

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 平成27年6月に実施した震災に伴う教職員の健康調査（第3回）の結果では，多忙・業務量の増大でストレスを感じている教職員が前回調査より増加しており，教員の負担軽減を図る取組の必要性が増している。
- ◆ 学校の教育活動で使用する各種プリントのコピーや印刷・帳合，学校内の環境整備等に，教員は一定程度の労力を割いており，教育現場の多忙化を解消し，児童生徒と向き合うことに教員が集中できるようにしていくためには，これら軽作業等の業務における負担を減らしていくのが効果的である。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 学校の実情等を勘案しながら適当と認める県立学校に，教務補助を担うパート職員を配置する。
- ◇ 上記パート職員には障害を有している者を充て，これにより全国でも最低水準となっている障害者雇用率の改善を図る。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり”に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （6）地域人材の活用【新規】

【担当課室：生涯学習課】

##### 【現状】

- ◆ 協働教育推進総合事業の中で協働教育プラットフォーム事業を市町村委託事業で実施し、各市町村において、学校の環境整備や児童生徒の安全見守り、図書整理等、教職員の負担軽減につながる学校教育支援活動が展開されている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 教職員の負担軽減につながる学校支援の事例等を情報発信することで、地域の人材活用による学校支援活動の拡充を図る。
- ◇ 各市町村の地域コーディネーターの配置促進と研修の充実によるコーディネーターのスキル向上を図ることで、教職員の地域連携に係る負担を軽減する。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり”に該当〕

#### （7）運動部活動における外部指導者の活用【拡充】

【担当課室：スポーツ健康課】

##### 【現状】

- ◆ 教員の多忙感の課題について、部活動の指導が要因の一つとなっている。その中でも、休日等における「顧問（教員）の多忙感・負担感の解消」を目指した取組の展開が求められている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 地域のスポーツ団体等と連携した「地域で中学校の運動部活動を支える指導体制（『みやぎモデル』）」の構築を目指す。
- ◇ 地域に住む優れたスポーツ指導者を「部活動指導員」として身分保障を行い、単独での部活動指導及び大会引率等を可能とする制度導入を目指す。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教員と事務職員等の役割分担など組織としての学校づくり”に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （8）部活動のあり方の適正化

【担当課室：スポーツ健康課】

##### 【現状】

- ◆ 平成25年2月に「部活動に適切な休養日の設定を」の提言をまとめ文書を発出し、その後も啓発活動を行っているが、週7日間活動している部活動や学校が一定数見られる。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 校長会等の会議において、提言「部活動に適切な休養日の設定を」の啓発活動を継続していく。
- ◇ 「中学校・高等学校の部活動に関する調査」を継続実施し、適切な休養日の設定がなされていない学校に対し改善を求めていく。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポート”の体制づくり〕に該当〕

#### （9）調査等の見直し・精選

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 平成25～27年度で25の調査・照会の廃止・統合を行ったが、新たな調査等を実施しなければならない状況も出ている。
- ◆ 必要性が薄らいだ調査を継続していないか、調査内容を見直す必要がないかなど、引き続き調査等の精選に取り組む必要がある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 県教育委員会が実施する各種調査・照会等に関する調査を継続して行い、計画を事前配布する中で、各部署における調査・照会等の精選について働きかける。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポート”の体制づくり〕に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （10）学校徴収金会計の適正化・集約化

【担当課室：高校教育課】

##### 【現状】

- ◆ 平成25年度に、全県立学校に対し、会計の適正化や集約化等を進める上での課題や対応策(※)を示し、具体的な見直しを進めるよう指示している。

※ 平成25年度県立学校事務的諸課題等解決策検討会検討部会報告書について

(H26.3.11 付け高校教育課長通知)

##### 【取組の方向性】

- ◇ 中長期的な視野での継続的な取組が必要であり、事務処理状況調査等で取組み状況を確認、指導していく。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり”に該当〕

#### （11）学校における事務処理のマニュアル化の推進【新規】

【担当課室：高校教育課】

##### 【現状】

- ◆ 「過去の事故事例から見た管理のポイント」を作成し、各校に配布しているほか、平成28年度に向けて、支援金・給付金・奨学金等各種就学支援事業をまとめた「就学支援ハンドブック（仮称）」を作成中である。
- ◆ 事務職員協会研修部では、授業料等の事務処理についての資料集（平成26年度研修会資料）を作成するなど、マニュアル化を進めている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 事務長会、事務職員協会、関係各課等と連携して各種マニュアルを作成し、共有化を図り、学校における事務処理の標準化を図る。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり”に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （12）優良取組事例の把握と共有化【新規】

【担当課室：高校教育課】

##### 【現状】

- ◆ 事務処理状況調査等において、各校で取り組んでいる事務処理の適正化・効率化等を図るために有効な取組事例を把握し、事務長会、事務次長会等各種会議研修等でのフィードバックにより共有化を図っている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 今後も事務処理状況調査等において、各校の取組みを把握し、共有化を図る。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポート”の体制づくり〕に該当

#### （13）会議等の見直し・精選

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 平成25～27年度で15の会議の廃止・統合を行ったが、新たな会議を実施しなければならない状況も出ている。
- ◆ 教育庁内の連携を図ることで、更なる精選を図る余地も見られることから、継続して取り組む必要がある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 県教育委員会が実施する会議等の開催状況に関する調査を継続し、計画を事前配布する中で、各部署における会議等の廃止または回数の縮減、見直し、精選について働きかける。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポート”の体制づくり〕に該当



### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（多忙化解消）

#### （14）管理職等の学校マネジメントに関する研修の強化【新規】

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 学校現場では、高度化・複雑化している教育課題や新たな学びへの対応が求められており、こうした課題に対処する時間を確保するため、校長のリーダーシップの下、業務の改善を行っていかねばならない。
- ◆ 教員の年齢構成の二極化が進み、若手の増加の一方で学校の中核を担う教員が減少しており、今後のリーダーを担う者への経験等の継承の機会が失われつつある。
- ◆ このような学校のマネジメントの難度が高くなっている状況において、マネジメント力が向上するよう管理職等の研修を強化していく必要がある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 校長及び教頭を対象とした研修において、学校マネジメント能力の強化を図るためのプログラムを設定する。
- ◇ 管理職になる前の中堅教員に、早期から学校運営の資質能力の向上を図る研修を実施する。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“校長のリーダーシップによる学校的マネジメント”に該当〕

#### （15）教員を対象とした研修の最適化【新規】

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 教員の研修は、総合教育センターでは学習指導要領等の趣旨理解と実践といった基礎基本を中心に実施するとともに、個別の教育課題への対応に係る研修等を庁内担当課で開催している。
- ◆ これらのうち教科領域に係る研修等については、内容の一部に双方に関連性があるものがある。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 庁内の横断的な研修検討の場として開催している「研修検討会議」において、実施されている研修を網羅的に把握して検討を行い、整理統合等の最適化を行う。

〔参考：ガイドラインにおける5つの改善の方向性の主に“教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり”に該当〕

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

## 2 メンタルヘルスへの対応について

#### 【概要】

- 複雑化する現代社会においては、仕事や人間関係から生じる様々な精神的ストレス等により、心身の不調や様々の疾病等を訴えるケースが多くなってきている。この傾向は学校現場においても例外ではなく、保護者や職場内の人間関係、学校業務の多忙化・複雑化等のもたらすストレスの影響等により精神疾患で療養する教職員が生じているものと思われる。
- 教職員の精神疾患者の増加は、児童生徒の教育環境に重大な影響を及ぼすのみならず、休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担を招くことから、メンタルヘルス対策は、国においても課題の一つと位置づけ、文部科学省において「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を設置し、平成25年3月に「教職員のメンタルヘルス対策について」を取りまとめて公表した。この報告書では、教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題、教職員のメンタルヘルス不調の背景等、予防的取組、復職支援の取組についてまとめているので、今後の取組の参考とする。
- 本県においては、精神疾患により休職している教職員は、平成21年度をピークに平成22年度以降は減少傾向にある。しかし、ここ数年60人前後と横ばいの状況にあり、予防対策を図る必要がある。  
【精神疾患による休職者】 H19 63人・H20 71人・H21 72人・H22 68人  
H23 62人・H24 57人・H25 59人・H26 60人
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの教職員が被害を受けるとともに、学校が避難所となったことにより、児童生徒の指導とともに、地域住民への支援業務も重なり教職員は多忙を極め、一部に心身の不調を訴える教職員が生じた。このため、教職員のメンタルヘルスケア対策の一環として、平成23年度から隔年で全教職員を対象とした健康調査を実施しているが、平成27年度（第3回）調査でも「精神健康全般に関するチェック」で約10%（1,710人）、「仕事に関するチェック（バーンアウト）で約17%（2,660人）と専門的機関等の支援が必要な教職員の割合にほぼ変化が見られないことから、引き続きメンタルヘルスケア対策を実施し、心身のケアに努める必要がある。
- このような状況等を踏まえ、引き続き心身の健康の保持のために、メンタルヘルス対策の中心となる「4つのケア」の推進を中心に取り組むこととする。  
また、スクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒への相談体制を充実することで、教職員の負担軽減を図っていく。
  - (1) セルフケア（ストレスの気付き、対処する知識、方法。早めの相談）
  - (2) 管理監督者によるラインによるケア（日常的な教職員の状況把握、相談体制の充実、良好な職場環境の整備・雰囲気醸成）
  - (3) 健康管理医等の産業保健スタッフによるケア（相談体制の充実）
  - (4) 臨床心理士等の事業場外資源によるケア（専門家による相談等の支援）
  - (5) スクールカウンセラー等の活用（専門家の活用による負担軽減）

## Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

### （1）休職者の調査分析

【担当課室：福利課】

#### 【現状】

- ◆ 平成19年度から平成23年度までの過去5年間の精神疾患による病気休職の案件について、校種別・年齢別・男女別・病休回数等の視点から調査分析を行った。
- ◆ 平成24年度以降は、校種別・年齢別・男女別・職種別等の傾向を把握している。

#### 【取組の方向性】

- ◇ 校種別、年齢別、男女別、職種別等の傾向は継続して把握して、福利課ホームページの職員安全衛生管理の概要（職員閲覧用）に掲載していく。
- ◇ 精神疾患による休職者は、3か月毎に状況報告書と診断書が提出されるので、発病の原因やその時々状況を人事担当課と福利課で把握していく。

### （2）長時間労働健康管理対策

【担当課室：福利課】

#### 【現状】

- ◆ 「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校（庁）の時間を把握している。  
在校時間の状況については、調査開始後2年間（平成24年9月から平成26年8月まで）に渡る実態を「多忙化解消ワーキンググループ」と「メンタルヘルスワーキンググループ」で比較・分析して文教警察委員会、教育委員会、県立学校長会議で報告して教育庁全体で共通の課題意識を持った。
- ◆ 長時間在校している教職員に面接指導を実施している。
  - ・希望者に対して、医師による面接指導を行っている。
  - ・福利課で在校時間の状況から健康障害のリスクの高い教職員と管理職に対して学校を訪問して面談を行っている。
- ◆ 正規の勤務時間外において月80時間を超えて在校した教職員が、平成25年度と平成26年度で約1,500人（約27%）と変化がみられない。

#### 【取組の方向性】

- ◇ 健康管理の観点から在校時間の縮減を図り、健康管理対策に取り組む必要がある。  
在校（庁）時間を記録することにより、本人自身の理解及び管理職員が実態を把握して教職員を指導することにより、健康障害の未然防止に努めていく。
- ◇ 医師の面接指導で就業上の措置を講じられた場合は、所属で速やかに事後措置を講じて健康障害の未然防止につなげており、今後も継続する。
- ◇ 在校（庁）時間の縮減については、「多忙化解消ワーキンググループ」と「メンタルヘルスワーキンググループ」で対策を検討する必要がある。

## Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

### （3）メンタルヘルス研修の充実

【担当課室：総務課，教職員課，福利課】

#### 【現状】

- ◆ 精神疾患による病気休職者の人数は，ここ数年で60人前後と横ばいの状況にあり，予防対策を図る必要があり，メンタルヘルス研修を実施している。
- ◆ 教職員一人一人のメンタルヘルス対策への理解促進を図るため，県教育委員会の基本（指定）研修の新任研修や10年経験者研修等で「メンタルヘルス研修」を実施している。（総務課・教職員課）
- ◆ 公立学校共済組合宮城支部と連携して，希望者等に対して教職員のメンタルヘルスカアの研修を実施している。
- ◆ 「ラインによるケア」の手法等を習得させるために，新任管理職に対して，メンタルヘルスの基礎研修や応用研修を実施している。  
管理職員のみならず中堅職員の理解も必要であるため，メンタルヘルス研修会（基礎編）の対象者を平成26年度県立学校主幹教諭，平成27年度小・中学校主幹教諭に拡大している。

#### 【取組の方向性】

- ◇ メンタルヘルス対策に重要な，自分自身が行うセルフケアと管理監督者が行うラインケアの研修の充実を図るため継続して実施する。
  - セルフケア 自らのストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解，ストレスへの気づき・対処法等の研修。
    - ・ 県教育委員会基本（指定）研修（新任研修・10年研修等）
    - ・ 公立学校共済組合と連携したメンタルヘルス研修，セミナー，出張講座等
  - ラインケア 管理職員の役割，職場環境の把握と改善，職員からの相談対応等の研修。
    - ・ 新任管理職対象メンタルヘルス研修会（教頭，事務室長，主幹教諭）
    - ・ 管理職対象メンタルヘルス応用研修会（希望者）
    - ・ アンガーマネジメントアドバイス（希望者）

### （4）震災に対応したメンタルヘルス対策

【担当課室：福利課】

#### 【現状】

- ◆ 公立学校共済組合で，平成23年度，平成25年度，平成27年度に全ての教職員を対象とした「健康調査」を行った。平成23年度健康調査の結果，多くの教職員がストレスを感じていることが明らかになったので，メンタルヘルス個別面談や研修会を実施した。また，平成25年度及び平成27年度は，精神健康及び仕事に関するチェック結果を個人に通知し，心身の自己管理を促した。  
平成27年度の結果を見ると平成25年度と専門機関等の支援が必要な「注意」「要注意」の割合にほぼ変化がない。
  - ・ 精神健康全般（かなり注意及び要注意 約10% 1,710人）
  - ・ 仕事に関するチェック（バーンアウト）（要注意 約17% 2,660人）

#### 【取組の方向性】

- ◇ 健康調査の結果を踏まえ，引き続き教職員の健康の保持増進を図るため，メンタルヘルスカア対策に取り組んでいく。
- ◇ 要請により，講師等を所属に派遣する出張講座，メンタルヘルス相談を実施し，教職員が利用しやすい事業を実施していく。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

#### （5）ストレスチェック制度の活用【新規】

【担当課室：福利課】

##### 【現状】

- ◆ 「ストレスチェック制度」は、労働安全衛生法の一部改正により、平成27年12月から、労働者に対して、事業者の実施が義務づけられたものである。平成27年11月に先行して地方公務員災害補償基金事業により「ストレスチェック」を実施した。本人に結果を通知して自らのストレスの状況を気づかせ、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、集団分析の結果を所属に通知し、職場環境の改善につなげる。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 県の所属ごと及び県教育委員会全体の健康管理に繋がられるよう、所管する全所属・全職員に対し実施する。  
ストレスチェック制度を通じて、教職員のストレスの程度を把握し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場の改善につなげて働きやすい職場づくりを進めることによって、教職員がメンタルヘルス不調となることの未然防止を図る。

#### （6）メンタルヘルス相談体制の充実及び周知の工夫【拡充】

【担当課室：福利課】

##### 【現状】

- ◆ メンタルヘルス相談を公立学校共済組合と連携して実施しており、心の不調や変調の早期発見につなげるよう取り組んでいる。また、広報誌等を活用して教職員に周知している。
- ◆ 「東日本大震災に伴う健康調査」の結果と併せて、公立学校共済組合で実施しているメンタルヘルス相談事業等のチラシを個人に送付したことにより、メンタルヘルス相談が前年度と比較して増加した。
- ◆ 校長会等でメンタルヘルス相談のチラシを配布し、教職員に対する周知を依頼している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ メンタルヘルス相談の個別面談や電子メールによる相談を継続するほか、要請により臨床心理士が学校訪問して個別面談を実施する。
- ◇ ホームページの活用やチラシ等を工夫して職員や家族の目に留まる広報に努めることで相談窓口の積極的な利用を促し、メンタル不全の未然防止を図る。
- ◇ 校長会等で相談事業を紹介して周知を図る。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

#### （7）こころの健康ドクター相談（精神科医療顧問相談）

【担当課室：福利課】

##### 【現状】

- ◆ 教職員が心の不調等について専門医に相談したり，管理職が専門的見地から所属職員の心の健康保持のための指導を受け，必要に応じ医療機関での受診，早期治療に繋げているが，利用する教職員は各年度10人未満となっている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 精神科医による相談事業であり，メンタルヘルス不調を早期に発見し，適切な対応を行うため継続して実施する。  
本人以外にも管理職員が部下職員の相談に利用できるのもので，事業を周知して活用を促していく。

#### （8）健康審査会議の運営

【担当課室：福利課】

##### 【現状】

- ◆ 教職員が精神疾患による病気休職から復職しようとする場合に，精神科の医師（健康管理医）2名を含む健康審査会議で健康状態を審査し，医療面，勤務態様面から職務復帰及び再発防止について必要な指導を行っている。  
なお，精神又は神経に係る疾病により復職した教職員の業務を支援するため，非常勤講師を配置できることとし，本人及び学校の負担軽減を図っている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 精神疾患による休職者の復職支援，再発防止の対策のため継続して実施する。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

#### （9）小・中学校スクールカウンセラー等の活用

【担当課室：義務教育課】

##### 【現状】

###### ◆ 悩みを抱える児童生徒等への対応継続

- ・ 震災後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談件数・人数は増加している。また、平成27年度宮城県学力・学習状況調査において、震災の影響に関する項目では小・中学生の約1～2割の児童生徒が「震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある」と回答しており、震災の影響の長期化とそれに伴う環境等の影響が児童生徒等に及んでいることがうかがえ、依然配慮を要する状況にある。

###### ◆ 問題行動等への対応強化

- ・ 不登校の出現率が、小・中学校ともに増加している。特に、中学校の不登校出現率は高い状況が継続しているとともに、中学校における不登校生徒の約半数が中学校1年時から不登校となっている。
- ・ いじめの認知件数は、小・中学校ともにやや増加している。
- ・ 暴力行為については、中学校で減少したものの小学校では増加している。

##### 【取組の方向性】

###### ◇ 心のケアの一層の充実

- ・ 関係機関との緊密な連携等、教育相談体制の一層の充実を図る。
- ・ 行きたくなる学校づくりを推進する。

###### ◇ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置等の拡充

- ・ SC等の専門的な知見を活かしながら、学校が組織として児童生徒の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応に取り組めるよう、SC等の配置等の拡充に努める。

#### （10）高等学校スクールカウンセラー等の活用

【担当課室：高校教育課】

##### 【現状】

- ◆ スクールカウンセラーを全県立高校に、スクールソーシャルワーカーを県立高校16校に配置する（平成27年度）などし、生徒・保護者・教職員の相談に応じることにより、生徒のいじめ・不登校等の問題行動の未然防止や早期対応を図った。

- ◆ 県立高校のいじめ・不登校等の問題行動については震災後深刻化したのが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人的支援を行うことなどにより、いじめの認知件数を除き、震災前の状況に回復している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 今後も、震災時に乳幼児や小学生であった生徒が高校に入学してくることもあり、不登校等の教育的配慮が必要とする生徒の増加が予想されることから、また、教職員の負担軽減の観点からも、各高校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人的支援を継続して行う必要がある。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（メンタルヘルス）

---

#### （11）総合教育相談の充実

【担当課室：高校教育課】

##### 【現状】

- ◆ 不登校・発達支援相談室（県総合教育センター）では、平成24年度より、従前まで、臨床心理士・相談員の各1名体制であった電話相談・来所相談の体制を各2名体制に拡充し、児童生徒と保護者の話を同時に別々に聞く「並行面接」が可能となるなど、相談体制の充実を図っている。
- ◆ 県立高校のいじめ・不登校等の問題行動については震災後深刻化したが、不登校・発達支援相談室の相談機能の充実などにより、いじめの認知件数を除き、震災前の状況に回復している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 今後も、基本的な生活習慣を形成する上で不可欠である乳幼児期の養育環境が厳しい状況が続き、生徒・保護者・教職員の相談件数が増加することも予想されることから、また、教職員の負担軽減の観点からも、総合教育相談事業の充実に努めていく必要がある。



## Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

---

### 3 不祥事防止への対応について

---

#### 【概要】

- 教職員は、児童生徒に社会のルールや基本的モラルなどの倫理観，他人を思いやる心などの豊かな人間性を身につけさせるなどの重要な役割を担っており，そのためには，一人一人の教職員が社会人として高い倫理観と規範意識を持ち，児童生徒，保護者等から信頼される存在になることが求められる。
- 県教育委員会は，研修会，校長会等の様々な機会を通じて教職員の倫理観の保持に向けて，不祥事の未然防止，早期対応等の注意喚起に努めてきたが，依然として不祥事は後を絶たない状況にある。
- 本県教職員の懲戒処分件数は概ね年に10件台前半で推移してきたが，平成22年度に16件19人（うち免職9人）に対し懲戒処分を行った。その後震災の影響や地域の復興に向けた教職員の懸命の努力などにより，平成23年度から平成24年度にかけては処分件数・処分人数ともに大きく減少したものの，平成25年度には再び15件20人（うち免職4人）と過去10年来で最多の処分者数を出すに至り，翌平成26年度も12件16人（うち免職3人）と引き続き高い水準を示している。
- 教職員の不祥事防止に向けた取組については，引き続き根気強く，継続的に実施していくことが必要であるが，より効果のある的を絞った対策を講じていくために，平成24年度に当時の学校運営支援チームで，過去12年間（平成11年度から平成22年度まで）の懲戒処分事案を調査している。
- このような状況等を踏まえ，服務規律の確保に関する継続的な周知徹底，不祥事防止に関する研修の充実，学校徴収金会計の取り扱いや不適切な事務処理を防ぐ観点からの事務指導の強化等の改善が必要との認識から，次ページ以降の項目について取り組むこととする。
- これらの取組は，全て本県教育委員会で発生してきた不祥事案の発生防止に向けた根本的な取組である。教育現場を取り巻く社会情勢の変化や，今後実施する処分事案の調査分析の結果等を踏まえ，必要な対策等を追加し，全力で取り組んでいく。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （1）懲戒処分事例の調査分析【拡充】

【担当課室：総務課・教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 過去12年間（平成11年度から平成22年度）の懲戒処分の案件について、発生件数や事故類型等について調査分析を実施した。
- ◆ その分析結果については、研修会（特に新任校長・教頭等の管理職や10年研修等の中堅教職員を対象とした研修）において概要を説明し、管理職を対象とする研修会においては、併せてサービス管理上の注意点等についてもコメントするなど、活用した。
- ◆ 併せて、校長会等の場においても、サービス管理上の参考として情報提供している。
- ◆ しかしながら、各種ハンドブックなどを作成・配布を行っても、教職員の意識の中から、他人事であるかのような意識の払拭・一掃に繋がっていない。
- ◆ これまでも様々な不祥事防止に向けた対策を進めているが、依然として年10件強程度の懲戒処分事案が発生している。
- ◆ 懲戒処分の別では、全132件の処分のうち、「停職」（約32%）、「免職」（約27%）といった重い懲戒処分が全体の約60%近くを占めており、懲戒事案がいかに学校、児童生徒や保護者、地域社会に対し、甚大な影響を与える事件であったかを物語っている。
- ◆ 懲戒処分に至った事故類型別では、「わいせつ事案（約19.7%）」「飲酒運転（約14.4%）」「公費不適正執行・手当不適正受給（約13.6%）」「体罰（約11.4%）」といった事案が多発している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ すでに分析を実施している平成22年度までの処分事案に加え、平成23年度以降の処分事案の分析についてもより詳細な分析・検討を今後継続的に取り組む。
- ◇ 分析の結果導き出された傾向（発生件数の多い事故原因等）を踏まえ、より効果的な不祥事抑制に向けた対応策の検討を進める。

【参考】平成17年度～平成27年度における教職員の懲戒処分事案の発生状況  
処分件数の年度別推移（処分類型別） ※H27年度は12月末現在

年度	処分件数 (件)	処分人数（うち教育職員）（人）					合計
		戒告	減給	停職	免職		
平成17年度	12 (9)	4 (4)	5 (4)	5 (2)	1 (1)	15 (11)	
平成18年度	11 (8)	4 (3)	4 (3)	1 (0)	2 (2)	11 (8)	
平成19年度	9 (8)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	4 (4)	9 (8)	
平成20年度	10 (10)	2 (2)	1 (1)	4 (4)	4 (4)	11 (11)	
平成21年度	11 (10)	2 (2)	0 (0)	6 (6)	4 (3)	12 (11)	
平成22年度	16 (12)	3 (3)	3 (1)	4 (1)	9 (7)	19 (12)	
平成23年度	8 (7)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	3 (2)	9 (8)	
平成24年度	3 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	3 (3)	
平成25年度	15 (15)	9 (8)	4 (2)	3 (2)	4 (3)	20 (15)	
平成26年度	12 (9)	0 (0)	9 (6)	4 (4)	3 (2)	16 (15)	
平成27年度	7 (6)	1 (1)	2 (1)	3 (3)	1 (1)	7 (6)	
合 計	114 (97)	26 (24)	28 (18)	42 (33)	36 (30)	132 (108)	

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （2）不祥事防止対策の周知徹底【拡充】

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ パワー・ハラスメント、交通事故、個人情報紛失事故等の防止に関する通知を行い、注意喚起したほか「総合的な懲戒指針」や「ハラスメント防止指針」を策定・施行した。
- ◆ 「管理職向け不祥事発生防止対策資料」を作成し、配布した。
- ◆ 不祥事案が発生する都度、服務規律の確保に向けた通達を発出し、教職員への注意喚起を行った。
- ◆ 「飲酒運転防止」や「セクシュアル・ハラスメントの防止」に係るケーススタディを新たに作成し、職員が自らの身に置き換えて考えることで、不祥事の予防につなげることができるような資料の作成・配布を引き続き行った。
- ◆ 平成26年度には不祥事が多発したことから、県立学校長及び市町村教育長を参集して不祥事発生防止に向けた緊急会議を開催し、県教育委員会・市町村教育委員会を挙げて不祥事発生防止に向けた取組を進めることとした。
- ◆ 平成27年度には、セクシュアル・ハラスメントを防止し、教員と児童生徒の適切な距離感を確保するため、教員と児童生徒間の私的な電子メール等のやりとりを禁止することを主眼とした通知を発出。
- ◆ 市町村教育委員会に対しても上記の通知について情報提供し、各市町村教育委員会でも独自に通知を発出したり、校長会・教頭会等で各学校における取り組みを促しており、その結果、夜間におけるスマートフォン等の利用に係る生徒側の自主的な動きを呼び起こすなど一定の効果をあげることができた。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 随時、不祥事防止対策資料等を見直し、時宜に応じた不祥事防止対策資料を各県立学校や市町村教育委員会へ提供する。
- ◇ 研修資料や管理職向けの資料のみならず、職員一人一人が手にとってわかりやすい内容で、時宜に応じ話題となっている事項や、年度末年度初め・長期休暇時などの時期に適した内容を記事とした「服務だより」を作成する。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （3）不祥事防止対策の強化

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 主に研修の充実強化について取り組み、以下のような取り組みを進めた
  - 「20年経験者研修」に服務規律に関する事項を追加したほか、初任者、2年目研修で服務規律に関する講話を行った。
  - 県立学校長向け不祥事防止対策資料を作成・配布し、各市町村教育委員会にも参考配布した。
  - 県立学校長会、新任校長・教頭研修で体罰・セクハラ等防止について周知を行い、管理職自身の意識啓発や、再発防止に向けた対応の重要性について周知を行い、取り組みの強化を図った。加えて、小中学校長研修会にコンプライアンスに関する事項を追加した。
  - 新規採用・初任者・10年経験者研修（若年層）において、服務規律の確保に向けた研修項目を引き続き実施した。
  - 平成27年度からの新たな取り組みとして、初任者研修と10年経験者合同研修として、法規範の遵守に係る合同グループ討議を実施するとともに、10年経験者研修において体罰防止の観点からアンガーマネジメントに関する項目を追加した。また、新任校長・教頭研修において、法規範の遵守についてグループ討議も導入した。
  - さらに、新任校長・教頭研修（管理職対象）において、服務規律の確保に関する研修を実施し、職場における服務規律確保に向けた視点等についてのアドバイスを行った。
  - そのほか、地区校長会が主催する研修会等の場を活用し、服務規律の確保やコンプライアンスの重要性（パワーハラスメント関係等）に関する研修を実施した。
  - 教員ステップアップ研修との連携については、平成25年度より研修パッケージの中に体罰に関するメニューを追加し、再発防止に向けた取組に活用できるよう体制整備を図った。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 研修関係については引き続き、服務規律に関する事項の追加を検討するとともに、研修内容の充実を図る。
- ◇ あわせて、各教育事務所単位で実施している非常勤講師等への研修についても、時間的な制約があるものの、服務に関する内容の追加や充実強化を図る。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （4）学校運営に対する法的支援・相談体制の強化

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 法律顧問制度に関する管理職用リーフレット形式の資料を作成し、校長会等の場を活用して継続的に周知を続けてきた。  
(相談実績はH25：13件，H26：19件，H27（～9月）：19件)
- ◆ 校長会や新任校長・新任教頭の研修，校長会主催の研修会等の場でも，制度趣旨と課題解決に際しての有用性を説明し，積極的な利用を呼びかけている。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 近年は学校現場に対し，生徒指導時の教員の対応や児童生徒間で発生したトラブルに関する苦情のほか，教育施設の整備・管理の在り方なども含め，多様な場面で様々な方面から多くの対応や難しい要求が寄せられており，学校の管理職や教員にとってその対応が非常に大きな負担となっている。
- ◇ 法律顧問は単に法的知見に富むだけではなく，教育を取り巻く諸情勢についても豊かな見識を有する者を選任しており，生徒指導の進め方など，教育現場で発生した諸問題について，単に法的な観点のみならず，昨今の社会情勢等を踏まえた適切な解決策を提案していただいている。
- ◇ 学校に寄せられる各種要求等の対応に際し，法律顧問からの幅広い観点からの助言は，教職員が安心して学校運営を行っていくために極めて有効であることから，法律顧問制度については引き続き積極的な利活用を促していく。

#### （5）被処分者に対する事後指導

【担当課室：教職員課】

##### 【現状】

- ◆ 被処分者に対する事後指導として，校長面談やレポート提出等を引き続き実施し，被処分者の再発防止に向けた助言・指導等を行った。また，県立学校を訪問し，被処分者の授業等を観察した上で校長と情報交換をするなどの指導も行っている。
- ◆ 各教育事務所においても，通例は3か月に1回程度，事案によっては1か月毎に被処分者との面談を実施しているほか，市町村教育委員会においても被処分者の日常的なフォローに力を入れていただいている。
- ◆ 各地区校長会等において電子メール等の取り扱いに関する指導を行い，制度趣旨の周知と校内における徹底した指導について依頼したほか，校長会主催の各種研修会等を通じて，服務規律の確保に向けた取り組みの徹底について指導を要請した。
- ◆ 平成25年度から，教員ステップアップ研修の研修パッケージの中に体罰に関するメニューを追加し，再発防止に向けた取組に活用できるよう体制整備を図るとともに，被処分者に対する事後指導の中で受講を勧奨している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 今後も引き続き，県教育委員会・市町村教育委員会・学校現場が緊密に連携をとり，一体となって被処分者への事後指導を行うことで，再発防止及び同種事案の発生抑止に努める。
- ◇ 教員ステップアップ研修については，被処分者の再発防止，指導力向上につなげていけるよう，事後指導の際に今後も市町村教育委員会及び学校を通じて積極的に受講を勧奨し活用していくこととしたい。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （6）学校徴収金会計事務等の見直し（県立学校事務的諸課題等解決策検討会）

【担当課室：高校教育課・特別支援教育室】

##### 【現状】

- ◆ 過去に発覚した県立学校における私的流用事故等を踏まえ、再発防止策をとりまとめ、各校に通知している（H25.9.6付教育長通知）。  
（主な取組）
  - ①銀行印の通帳の管理の徹底  
銀行印と通帳を別々の金庫で保管し、銀行印は金庫の鍵の管理も含め管理職が管理する。
  - ②現金管理の徹底  
現金での支払いはやむを得ない場合のみに限定し、金庫での保管は短期間で、出し入れは事務室が一元的に行い、取扱いは、現金管理簿・使送依頼簿等書面で管理する。
  - ③会計チェック体制の整備  
管理職は全ての会計を把握し、各会計の執行状況を常に確認する。
- ◆ 県立高校では、事務処理状況調査（2年に1回全校を訪問調査）において各校における再発防止策の実施状況について確認と改善指導を実施しているほか、年1回文書による調査も行っており、概ね適切に実施されている状況である。
- ◆ 特別支援学校においても、平成25年に特別支援学校20校（分校含む）の実地調査を実施し、概ね適正に管理されている状況が確認された。
- ◆ 校長会、事務長会等の機会を捉え、繰り返し注意を促している。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 県立高校では、今後も事務処理状況調査や文書調査により実施状況の確認と指導を行うとともに、優良取組み事例を把握し各校に紹介するなどの取組みを継続する。
- ◇ 特別支援学校でも、平成28年度以降、計画的な学校訪問指導等を実施する予定である。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （7）義務教育諸学校における事務指導の在り方の検討【新規】

【担当課室：総務課・義務教育課】

##### 【現状】

- ◆ 市町村立小中学校の管理については、学校の設置者である市町村が行うことが基本であるが、勤務する職員が県費負担教職員であるが故に、県の条例の適用を受ける県費負担教職員の給料・旅費・勤務時間・休暇等勤務条件に係る事務については、市町村による管理、指導が困難な状況である。
- ◆ 市町村立学校の適正な事務処理を確保するために、教育事務所が市町村教育委員会と連携しながら「事務指導」を実施し、小中学校における健全な事務執行体制の確保に努めている。

事務指導の実施に当たっては、教育事務所は県費負担教職員に係る給与・旅費、勤務時間、休暇など県の条例に基づく事務を中心に、市町村は市町村費会計や管財などを中心に、それぞれ役割分担を行った上で実施している。

##### 【平成27年度の実施状況】（平成27年11月1日現在で確認）

- 実施時期：平成27年8月から10月
  - 調査対象校：402校
  - 事務指導実施校：390校（実施率97%）
  - 調査方法：書類持込329校，訪問29校，訪問+持ち込み32校
  - 再指導の状況：15校
- ◆ 教育環境の整備や教員が行っている事務処理の負担軽減、事務職員の資質向上を図ることを目的とする事務の共同実施が本格実施されるなど、学校事務を取り巻く環境が変化していることに加え、不適切な事務処理が後を絶たない状況にあることから、改めて事務指導の在り方について、検討する時期にきていると思料される。

##### 【取組の方向性】

- ◇ 事務指導の実施主体である教育事務所と本庁関係課で構成される「（仮称）事務指導在り方検討会議」を開催し、必要に応じて出納局など他部局の助言を受けながら、今後の事務指導の在り方について検討を行う。

### Ⅲ 第2次（H28～H30）取組項目について（不祥事防止）

#### （8）情報セキュリティ対策基準の周知徹底

【担当課室：教育企画室】

##### 【現状】

- ◆ 情報セキュリティ対策の周知徹底や各種研修会等を通じ、職員の意識の啓発や事故防止に向けた対策を促しているものの、全ての職員までには意識等が浸透しておらず、USBメモリ紛失事故といった情報セキュリティ事故が発生している状況である。

<参考> 県教育委員会における情報セキュリティ事故の発生状況

年度	件数	内容
平成 23 年度	0	
平成 24 年度	1	個人情報記録された USB の紛失
平成 25 年度	0	
平成 26 年度	1	個人情報記録された USB の紛失
平成 27 年度（1 月末時点）	0	

##### 【取組の方向性】

- ◇ 情報セキュリティに関する研修会の実施と参加の促進
- ◇ 関連資料の配付や注意喚起等の通知と職員会議等での周知
- ◇ 校長、教頭、事務長等といった管理者への意識啓発
- ◇ 震災復興・企画部情報政策課と連携した情報セキュリティ内部監査の実施
- ◇ 情報セキュリティに関する相談の受付と支援
- ◇ 必要に応じた実態調査の実施



## IV 教職員との意見交換会について（これまでの実施概要）

---

### 1 これまでの実施概要

---

(1) 開催の趣旨

「風通しの良い職場づくり」を進めるため、教育庁の幹部職員が直接教育現場に赴き、教職員と意見交換を行うとともに、教職員が心身共に充実し、児童生徒と向き合える体制を整備していく上で必要となる方策等を検討する際の参考とする。

(2) 参加者

県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員(いずれも非常勤職員は除く。)を対象とする。

(3) 実施方法

① 県立学校

毎回、県立高等学校及び特別支援学校5校、各3人程度の参加とし、そのうちの1校を会場として各学校の教職員と教育庁の幹部職員が意見や情報の交換を行う。

② 市町村立学校

毎回、市町村立小学校及び中学校の県費負担教職員、計20人程度の参加とし、当該市町村の学校又は公共施設を会場として各学校の教職員と教育庁の幹部職員が意見や情報の交換を行う。

(4) 実施期間

平成22年12月から平成27年8月まで

(5) 意見交換の内容

- ①学校の業務について
- ②地域、保護者及び生徒との関係について
- ③管理職及び職場の同僚との関係について
- ④その他

(6) 開催実績

県立学校の教職員との意見交換会は17回開催し、89校267人と、市町村立の小学校及び中学校の教職員(県費負担教職員)との意見交換会は17回開催し、183校258人と、教育次長、学校運営管理監、教育庁各課室長等が、それぞれ意見交換を行った(表1、表2)。

(7) 成果

意見交換会での現場の教職員からの意見は、本庁内で情報を共有するとともに、学校運営支援本部において取組むべき項目を検討する際の参考として活かすことができ、現場の実情を把握する上で重要な機会となった。

## IV 教職員との意見交換会について（これまでの実施概要）

県立学校教職員との意見交換会開催実績（表1）

回数	期日	会場	学校数	教職員数
第1回	22.12.10	仙台第三高等学校	5	15
第2回	23.1.19	船岡支援学校	5	15
第3回	23.2.8	仙台三桜高等学校	5	15
第4回	23.8.24	石巻高等学校	5	15
第5回	23.9.5	気仙沼高等学校	6	17
第6回	23.9.15	小牛田農林高等学校	6	18
第7回	23.10.19	築館高等学校	4	12
第8回	23.10.28	泉高等学校	6	18
第9回	23.11.30	聴覚支援学校	4	12
第10回	24.2.8	白石高等学校	6	19
第11回	24.6.5	迫支援学校	5	14
第12回	24.6.14	古川工業高等学校	6	18
第13回	24.7.18	利府高等学校	5	15
第14回	24.9.14	柴田高等学校	6	18
第15回	24.10.15	佐沼高等学校	5	16
第16回	24.10.22	宮城野高等学校	6	18
第17回	24.10.30	石巻北高等学校	4	12
計			89	267

市町村立学校教職員（県費負担教職員）との意見交換会開催実績（表2）

回数	期日	会場	学校数	教職員数
第1回	24.1.19	名取市役所	11	17
第2回	24.7.25	多賀城市中央公民館	6	17
第3回	24.7.26	登米市中田生涯学習センター	10	18
第4回	24.8.20	栗原市金成庁舎	9	17
第5回	24.8.22	大河原町役場	5	15
第6回	24.8.24	大崎市役所	6	18
第7回	24.8.28	気仙沼市立気仙沼中学校	15	16
第8回	24.10.24	石巻市立石巻小学校	6	18
第9回	25.7.24	白石市役所	11	16
第10回	25.7.29	亘理町中央公民館	12	12
第11回	25.8.20	大崎合同庁舎	15	15
第12回	26.8.19	角田市役所	10	12
第13回	26.8.20	塩釜市公民館	14	14
第14回	26.8.22	石巻合同庁舎	14	14
第15回	27.8.4	村田町中央公民館	16	16
第16回	27.8.5	富谷町役場	16	16
第17回	27.8.20	南三陸町図書館	7	7
計			183	258

## IV 教職員との意見交換会について（今後の実施計画）

### 2 今後の実施計画

(1) 開催の趣旨

「風通しの良い職場づくり」を進めるため、教育庁の幹部職員が直接教育現場に赴き、教職員と意見交換を行うとともに、教職員が心身共に充実し、児童生徒と向き合える体制を整備していく上で必要となる方策等を検討する際の参考とする。

(2) 参加者

県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員（いずれも非常勤職員は除く。）を対象とする。

(3) 実施方法

① 県立学校

高等学校については、教育事務所の管轄エリアを参考とし、各校からの参加者を1人とした場合に、各回の参加者数がおおよそ10人前後とする。特別支援学校については、管轄エリアに関わらず、計2回の実施とする。意見交換会は、各回とも学校を会場として実施する。

② 市町村立学校

仙台市を除く34市町村立小学校及び中学校の県費負担教職員を対象とし、教育事務所の管轄エリア毎に実施する。各校から1人の参加を基本とし、活発な意見交換となるよう1会場あたり15人程度とする。意見交換会は、学校や公共施設を会場として実施する。

	高等学校	特別支援学校	市町村立学校	計		
H28	仙台1	1	北部	1	2	
H29	・北部	1 特支1	1 東部登米	1	3	
H30	・大河原 ・仙台2	2	北部栗原	1	3	
H31	・仙台3 ・南三陸	2	大河原	1	3	
H32	・東部	1 特支2	1 仙台	1	3	
H33	・北部栗原 & 東部登米	1	・東部 ・南三陸	2	3	
計		8		2	7	17

※ 仙台教育事務所所管エリアの高等学校は、3グループに分けて実施

(4) 実施期間

平成28年度から平成33年度まで

(5) 意見交換の内容

- ① 学校の業務について
- ② 地域、保護者及び生徒との関係について
- ③ 管理職及び職場の同僚との関係について
- ④ その他

## V 参考資料

### 1 宮城県学校運営支援本部設置要領

(設置)

第1 教職員を取り巻くさまざまな課題の解消に向け、学校における業務・組織運営の改善を継続的かつ計画的に支援するため、宮城県学校運営支援本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 学校が抱える課題等の把握及びその解消方策に関すること。
- (2) 教職員の多忙化解消に関すること。
- (3) 教職員の心の健康保持に関すること。
- (4) 教職員の不祥事防止に関すること。
- (5) その他学校運営に係る支援に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が招集し、主催する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。

(ワーキンググループ)

第6 幹事会には、特定の事項を調査検討させるためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの設置、運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 宮城県学校運営支援チーム設置要領（平成22年12月10日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## V 参考資料

別表 1

役 職	構 成 員
本部長	教育長
副本部長	教育次長
本部員	総務課長
	教育企画室長
	福利課長
	教職員課長
	義務教育課長
	特別支援教育室長
	高校教育課長
	施設整備課長
	スポーツ健康課長
	全国高校総体推進室
	生涯学習課長
全国高校総合文化祭推進室	

別表 2

役 職	構 成 員
幹事長	総務課長
副幹事長	総務課長補佐（総括担当）
幹事	教育企画室長補佐（総括担当）
	福利課長補佐（総括担当）
	教職員課長補佐（総括担当）
	義務教育課長補佐（総括担当）
	特別支援教育室長補佐（総括担当）
	高校教育課長補佐（総括担当）
	施設整備課長補佐（総括担当）
	スポーツ健康課長補佐（総括担当）
	全国高校総体推進室長補佐（総括担当）
	生涯学習課長補佐（総括担当）
全国高校総合文化祭推進室長補佐（総括担当）	

## V 参考資料

### 2 宮城県学校運営支援本部幹事会ワーキング設置要領

(設置)

第1 学校運営支援本部会議に付すべき事項の調査検討のため、宮城県学校運営支援本部設置要領（平成25年4月1日施行）第6第2項の規定に基づき、ワーキンググループを設置する。

(所掌事項)

第2 ワーキンググループは、次に掲げる事項を調査検討し、幹事会にその結果を報告するものとする。

- (1) 学校が抱える課題等の把握及びその解消方策に関すること。
- (2) 教職員の多忙化解消に関すること。
- (3) 教職員の心の健康保持に関すること。
- (4) 教職員の不祥事防止に関すること。
- (5) その他学校運営支援に関すること。

(組織)

第3 ワーキンググループは、チーフ、サブチーフ及びメンバーをもって構成し、別表1のとおりとする。

- 2 チーフは、ワーキンググループの事務を統括し、ワーキンググループを代表する。
- 3 サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故ある時は、その職を代理する。
- 4 幹事長は、別表に掲げるワーキンググループのほか、必要なワーキンググループを組成することができる。

(会議)

第4 ワーキンググループの会議は、必要に応じチーフが招集し、主催する。

- 2 チーフは、必要と認める時は、会議にメンバー以外の者の出席を求めることができる。

附 則

この要領は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

## V 参考資料

---

別表

ワーキング名	チーフ (課長補佐(総括))	サブチーフ (班長職以上)	メンバー
多忙化解消 WG	教職員課	教職員課 高校教育課	総務課, 教育企画室, 教職員課, 義務教育課, 特別支援教育室, 高校教育課, スポーツ健康課, 生涯学習課
メンタルヘルス WG	福利課	総務課 福利課	総務課, 教育企画室, 福利課, 教職員課, 義務教育課, 特別支援教育室, 高校教育課
不祥事対策 WG	教職員課	総務課 教職員課	総務課, 教育企画室, 教職員課, 義務教育課, 特別支援教育室, 高校教育課

